

1. 件名：「美浜発電所1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（2）」
2. 日時：令和3年8月27日（金） 13時30分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官※、塚部管理官補佐※、御器谷管理官補佐、
宮嶋安全審査官※、藤川安全審査官

関西電力株式会社
原子力事業本部 廃止措置技術センター 廃止措置計画グループ
チーフマネジャー 他14名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
 - ・美浜発電所1、2号炉 残存放射能調査について
 - ・美浜発電所1号炉及び2号炉発電用原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請コメント整理表
 - ・コメント回答資料（2021年8月27日）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁フジカワです。
0:00:03	それでは美浜発電所 12 号の廃止措置計画の変更についてのヒアリングを開始します関西電力さんのほうから説明をお願いします。
0:00:16	関西電力ナカガワです。それでは配当地計画及び保安規定の仰せ説明についてさせていただこうと思います。まず資料確認をさせていただきます。資料 No. 一番が三山検証原子炉施設保安規定変更認可申請書の審査資料、
0:00:35	2 番が全部統廃合 1 美浜発電所 12 号炉希残存放射能の調査について、三番がコメント整理表、4 番はコメント回答資料となっております。
0:00:47	なお脚につきましては、資料の一番の後、三番コメント整理、コメント回答資料をさしていただいた後、資料に添付 5 のほうにさせていただくこととします。
0:01:08	それでは資料に戻ってきまして、3 の説明をさせていただきます。
0:01:15	まず保安規定。
0:01:19	変更認可申請書していた資料のほうをご覧ください。めくっていただきまして、ページ三番。
0:01:27	A4 横の資料で説明をさせていただきますし添付資料の一番から説明をさせていただきます。
0:01:35	めくっていただきまして、三方一番三山検証原子炉施設保安規定の変更範囲ということで、今回、第二段階の配置措置に係る保安管理措置を規定するためには全社保安原子炉施設保安規定の変更を行います。
0:01:52	申請理由につきましては、山善招致号及び 2 号炉発刊 1 号及び 2 号炉発電用原子炉施設。
0:02:01	はい措置計画の変更認可申請の反映による変更と②番、記載の適正化によるものです。
0:02:10	めくっていただきまして、右から 2 番は、
0:02:15	ちゃんと変更概要を、それから条文ごとに記載をしております。
0:02:21	分類は、それと右の右側に記載はありまして、一番右の欄に説明ページがあります想定時に沿ってですね、説明をさせていただきます。
0:02:33	次めくっていただきまして、右から三番から説明をさせていただきます。
0:02:40	はい途中段階移行に伴う変更ということで、まず 135 条を、
0:02:48	廃材段階移行に伴いまして解体準備一般から原子炉周辺設備の解体撤去期間に変更をしております。
0:02:58	その他 155 条です。
0:03:01	系統除染の効果が残存放射能調査工事により確認できたことから、核燃料物量汚染の状況を系統除染という名前に変更をしております。
0:03:12	また解体対象設備等を保全対象設備が熟しないことを踏まえまして記載の適正化をしております。
0:03:21	次のページに行きまして、4 ページ交通管理目標値のほうの分割についてことでさせていただきます。
0:03:31	大塚にも協定につきましては、エジェクタホールと 3 号炉で管理すべき核種が異なるために、それぞれ設定をしております。

0:03:41	第1編の100 数百治療102条、それから、ダイヘンの168条169条につきまして、それぞれ値の変更を、もうこのようにしております。
0:03:56	続きまして、次のページ、
0:04:00	5 ページ海外別居保管エリアの管理について、155条の2と3が新規で追加になっておりますので説明をさせていただきます。
0:04:10	はい卒工事で発生しました解体撤去物の管理及び管解体撤去物の保管エリアの管理を定めます。
0:04:18	左のですね、配置措置計画のところをご覧ください。本文5号の乙A第二段階に行う解体の方法ということで、
0:04:30	そのBで四角で囲っております。減少の周辺設備を解体撤去した後の間の一部について、については解体撤去の保管を行うエリア以下保管エリアという、または除染等を行うエリアとして利用するというので、
0:04:47	右側の保安規定の下側B2ですね、他エリアの管理という項目を設けております後程説明をさせていただきます。
0:04:55	はい措置計画のほうを先ほどbの二重フィーダーきまして、0のところへ解体撤去に伴い発生する金属等の解体撤去物は、放射性廃棄物でない。
0:05:08	廃棄物議会のあるとして処理するか、保管エリアに保管した後、必要に応じて除染等で実施し、放射性物質として扱う必要のないものとし得るというとして処理するNR
0:05:24	やはりクリアランスとして処理できない金属等の会社のプザ放射性固体廃棄物として処理率ということで記載をしております、保安規定としましては、に行きまして、第155条の2に
0:05:40	課長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去増を放射性廃棄物でない廃棄物、NRそれから放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものをこれをクリアランスついております。
0:05:57	そういう及び放射性固体廃棄物に分別し、それぞれ次のところに、
0:06:03	一番につきましては、放出放射性廃棄物な廃棄物は166条の2に従い管理。
0:06:11	2番、クリアランスについて物は容器に収納し保管エリアに保管する保管にあたってはクリアランスついてる物について、異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて3放射性固体廃棄物については、第165条の2。
0:06:28	一方候補に従い、来ない廃棄物貯蔵庫に保管する。
0:06:33	いう記載をしております。
0:06:37	の保管エリアとは土地計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリアという定義をしております。
0:06:47	Bのほう保管エリアの管理につきましては、
0:06:53	保管エリアを壁サトウ区画物によって区画するか、保管エリアの目につきやすい箇所に保管エリアである旨を提示する。
0:07:04	それから保管エリアに係る次の事項を確認するというので
0:07:11	議案推定物の保管状況を週に1回、ほぼ順調にほかにも重視する。
0:07:18	それから、1ヶ月に1回保管量を確認するっていうことになっております。

0:07:25	御説明は以上になります。次のページでいただきまして、新燃料管理方法の変更です。
0:07:35	配属計画におきまして診療搬出時に使用する輸送容器の基準を満足しない場合、燃料棒表面を除染しておりましたけれども、新燃料搬出計画の詳細検討の結果、必要がなくなったという燃料棒の表面が汚染していても収納可能な容器を使用する。
0:07:55	ということで、この記載につきまして削除しております。
0:08:01	次のページ、7 ページでいただきまして、こちら記載の適正化ということで説明をさせていただきます。
0:08:09	本件の 8 条ですけれども、廃措置工事の工事内容が運転プラントに影響しないことを、3 号炉の視点からも確認するよう、例年新審議事項に加えて、本規程に反映をしております。多い保安規定第 2 年、審査での指摘の反映でございます。
0:08:29	その下本気で 144 条ですけれども、廃措置主任者の代行者の選任方法について、審査基準の要求を踏まえて明確化をしております。
0:08:41	こちら大飯の班員 20 っていうことになります。
0:08:47	次のページ 8 ページです。
0:08:49	他号炉の処分燃料ピットの新燃料が開発されます社長から出ていないということで記載を削除しています。
0:08:59	次のページ、9 ページです。
0:09:02	保安規定の添付 4 ですけれども、管理区域の地域 3 号炉、
0:09:09	燃料取替用水タンクの区域区分を適正化をしております。なお管理区域として出入り管理及び標識の掲示等、必要なチャージしており補佐放射線完了門がないということです。
0:09:27	最後 10 ページにスケジュールを端折りますけれども、前回の改革計画の説明の時にスケジュールを説明させていただいておりまして、ちょっとそりがございましてこれは削除する予定にしております。
0:09:43	以上で、添付資料 1 の説明を終わらせていただきます。
0:09:54	後ろ、添付資料を 2 につきましては、SAFER半径変更の際に、標準的なペースアップロードしているものでございまして、15 ページからですね、原子炉につきましては保安規定審査基準の該当項目に対して、本件の辺、
0:10:14	ここが芯審査基準に整合ということをまた説明をしております。
0:10:18	添付資料 347 ページからですけれども、それから添付しろ 4 の 55 ページからこれにつきましては、それぞれ配置措置計画とそれから設置許可づきまして、上流規制と保安規定の整合を示しているものです。
0:10:35	説明のほうは割愛をさせていただきます。
0:10:39	本規程の説明について以上になります。
0:10:51	原子力規制庁不履行ですね説明ありがとうございます。では、
0:10:57	本規定のほうについて質疑のほう始めさせていただきます。
0:11:10	未収規制庁フジカワですね、3 ページ、スライド 3 右肩 3 ページ目なんですけれども。

0:11:17	今回その保安規定の変更は第二段階への移行に伴う変更ということなんですけども3第3段階第4段階に変更する際にはまた改めてそれに該当する故障の変更認可申請をされるという理解でいいでしょうか。
0:11:34	関西電力ナカガワです。その通りでございます。
0:11:43	原子力規制庁フジカワです。はい、了解しました。
0:11:46	っていうのは、
0:11:52	右肩4ページ目なんですけども。
0:11:56	方案つって、右の表の右側法案規定括弧第2編、
0:12:04	のところで表を168-1と168-2のところ、
0:12:11	なんですけど、
0:12:13	名と放出管理目標値が、
0:12:18	結果、
0:12:20	この下に
0:12:22	2.1×17条。
0:12:26	1.7×10-13条と結構な量減ってると思うんですけどこれは、
0:12:33	単純に3号炉分離した。
0:12:36	と分けるからこれだけ減るっていう理解でいいんでしょうか。
0:12:43	関西電力中です。3号炉、
0:12:47	これ分けてというよりも一部頃から第二段階中に発生するライナアンカ位置に発生する液体廃棄物を1年間で交通すると、これぐらいの量になっていう。
0:13:03	ことで設定をしております。関西電力ハラですけれども、ちょっと補足しますけれども父ちゃん通り分けたものもありますが、分けたら別途影響も当然膨大で本会議に号炉については従来の核と全然違うものをちょっと決定いけなくて、
0:13:22	単純に通知が減ってるかっていうか今回新たに計算してこういう数字になってこういうものになります。
0:13:31	原子力規制庁のミキヤです。この数字については別途廃止措置のほうで、どういう数字積み上げになってるのがあった御説明いただくということでもよろしいですかね。
0:13:44	関西電力ハラですけれどもはい添付3のときに詳細に説明させていただきます。数値の妥当性につきましてもですね。なので、ちょっと今確認したいのは、
0:13:56	123とこれまで三つ積み上げだったものを12と3に分けるって今回第二段階に分けるっていうそのお考えはどういったことからでしょうか。
0:14:08	関西電力の秦ですけれども、たければどういった通りですね第一段階までは我々運転中をそのまま踏襲してですね、管理する核種例えば気体廃棄物であれば気がする。
0:14:23	液体であればトリチウムを除くということで、運転上踏襲した管理ということで、各種そのまままして、今回の第二段階で管理区域内の設備の解体ということで管理する核種が変わるということで、
0:14:40	そもそも12号と3号で対象と管理目標とする核種異なりますので、そのせいで今回分けた区分けたくっということになります。

0:14:52	はい。原子力規制庁のミキヤですけれどもそこら辺も廃措置のとき、計画のほうで、もう少し具体的にお伺いしたいなと思いますけれども、第一段階と第二段階で、おそらく考え方ってそんなに大きな差は、
0:15:08	おそらくないんじゃないかと思っていて、
0:15:11	なので第一段階っていうのはどちらかというと、運転段階から、あまり変えずに、第一段階に突入して行って、
0:15:19	今回第二段階になるとどうなるっていうところをもうちょっと明確に御説明いただきたいなというのと、
0:15:26	あとは硬貨で12号炉と3号炉申し訳んであれば、また半減期核種なんかの考え方なんか多分整理されているんじゃないかと思うんですけども。
0:15:35	そういうものもあわせて御説明いただけるんですかね。
0:15:39	何か入るはずですが承知しましては、前段の話で簡単に言いますと、第二段階我々は来期から第2で大きく変わる。
0:15:49	ところがですね、また、管理区域の解体を始めるというところが我々も変わってきますので、そこはちょっと第一段階で違うと考えております。この辺につきましても、テンプさんも西武本部受と添付単価どちらへとそちらで詳細に説明させていただきます。
0:16:08	はい、よろしく申し上げます。あとはご存知かもしれませんが、福島第二の場合は、1から4前号炉廃止になってそれに伴ってこういう放出管理目標値もどちらかというと運転プラントじゃなくて廃止措置プラント特有の
0:16:24	核種に変えて、こういう放出管理目標値を積み上げたっていうような事例もありますので、おそらくまあそういったところも考慮されて、こういった数字になってきているのかなと思います。詳しくは廃止措置計画の方でお伺いしたいと思います。
0:16:40	一般的にはハラで承知しました。
0:16:50	原子力規制庁フジカワです。
0:16:52	っちゅ右肩5ページのほうなんですけども、クリアランス推定物等、
0:17:02	放射性固体廃棄物Ⅱ、
0:17:05	そうですね。
0:17:06	クリアランス推定物についての規定を今回新たに追加されると思うんですけども、クリアランス
0:17:12	物そのものについてはまだ
0:17:15	別途申請とされるまで一切その作業が発生する時に申請されるっていう理解でいいでしょうか。
0:17:25	関西電力ナカガワです。その通りです。
0:17:36	飲酒規制庁フジカワですはい、了解しました。
0:17:39	あとは、
0:17:41	なお、
0:17:43	このクリアランス推定部つうの保管量の確認を1ヶ月に1回行うっていうのは何をもとにされたものなんでしょうか。

0:17:58	関西電力の中で腑保管無痛Aの管理につきましては、A廃棄物庫の管理維持の
0:18:11	レーン 600 ですね、1 回について次回管理をするということで決めてごさいます。簡単頻度ハラですけど、ちょっと福島ともとは保管エリア設定ということで、我々ともともRIの廃棄物貯蔵庫トレンの管理に
0:18:27	準じた形でやろうというところで決めております。実際廃棄物貯蔵庫純収益等遵守外注管理これ一緒なんですけれども、保管量の確認 3 ヶ月に 1 回になってるんですが、
0:18:44	今回これちょっと頻度高く 1 ヶ月に 1 回にしようとするということで、今回 1 ヶ月に 1 回ということで決めております。
0:18:55	入力規制庁フジカワです。
0:18:57	基本的には放射性固体廃棄物に準じて同じような扱いになるっていうことですね、了解しました。
0:19:15	原子力規制庁のミキヤです。今の関連で 155 条の 2 という、この条文で、
0:19:25	三つに定義されているんですけどもこれまであった放射性固体廃棄物っていうのは引き続きなんですね。
0:19:33	で、二つ目のクリアランス推定物というのが、
0:19:39	新たに定義されていますけれども、
0:19:43	これがクリアランスの
0:19:47	我々規制庁側の確認が終わるまでは位置付けとしては放射性固体廃棄物と同じなんですよね。
0:19:57	関西電力のハラですけども、位置付けとしてアポをな、仰っ行為になります。
0:20:04	ナカノて御社が
0:20:08	これはクリアランスに今後していく増ということで、
0:20:14	多分答えちょっと呼び名わかんないんですけども、放射性固体廃棄物貯蔵庫に入っている。
0:20:21	固体廃棄物のうち、
0:20:24	こちら辺にあるやつは全部これクリアランスに相当ということで、エリアを、
0:20:30	ものを特定するだけの話ですよ、要は位置付け上何も変わらなくて、
0:20:38	今後変わる変わり得るんだけれども、そこに貯蔵ここにある段階では、
0:20:46	一切変わらないので放射性固体廃棄物の扱いと同じと理解していいですか。
0:20:53	関西電力ハラですけども、ちょっと
0:20:57	明確でないと考えておりますが、今放射性固体廃棄物廃棄物
0:21:05	というものを我々は先ほどおっしゃったの廃棄物、ちょうどここに置いてますけれども、
0:21:13	ちょっと先ほどもおそれと扱いとしてはクリアになるまでは放射性固体廃棄物と言ったんですけども、一応、法令上の定義の話から言うとその放射性固体廃棄物となったらが廃棄施設の撤去下流廃棄施設に貯蔵保管すると。
0:21:29	いうところがですね、

0:21:33	正直なところクリアランス物っていうものが、そのように定義情報放射性固体廃棄物になった後にクリアになるものもありますし、そもそも今回我々徹底来て解体撤去して、そのまま
0:21:49	いわゆるこの廃棄施設に行かずにクリア不なるものと両方あると考えております。
0:21:54	そういう意味で言うと、ここで言う保管エリアというのは、
0:22:01	先ほどはっきりとしては放射性固体廃棄物になるんですが、この大きい場としては今回廃止措置で洗って新たにペイ着したものの保管異例の保管振るといふことでこれまでのこの廃棄施設という細部貯蔵庫にある廃棄物とちょっと位置付けが変わるのかなと。
0:22:19	いうところで管理としてはこれに準じた管理をするんですが、位置付けとしては、
0:22:26	全く一緒ではないかと考えてます。
0:22:30	トップ伝わりましたでしょうか。
0:22:33	Issue規制庁のミキヤですね、まさにそこがちょっと何となく違うんだろうなんてこれ読んでて思ったので今みたいな質問も実はさせていただいてまして、
0:22:46	関西電力ハラですけれども、ちょっとねここで何でそういうところが起きてるかということのもともとの規則の着る期生規定条例ですね
0:22:57	耐そちらがどんどん進んでたときにその廃止施設と廃棄施設からこの定義はいっぱいと合わないと考えております。
0:23:08	そういう意味で、
0:23:10	そのほか医療新たに廃棄施設として実績許可しているのかということところはちょっと違うと思ってまして配置措置計画の中で、ちば廃棄施設に準じた管理をするエリアということで保管エリアというのを設置したということの先行電力の参考にしていただくという形。
0:23:30	他エリアを作ったんですけども、つくろうと考えてるんですけども。
0:23:35	そこは
0:23:38	何でしょうかね。
0:23:40	明確に先ほど者とその放射性固体廃棄物かどうかって明確にしないとなんか管理上問題ないことを考えてるんですが、何か。
0:23:50	問題出てくるんですけどね。規制庁ミキヤですけれども、まずこのまず保管エリアって一体何なんだろう。
0:23:59	っていうところから、
0:24:01	まだ整理がちょっとできてないと思っていて、
0:24:04	いわゆる固体廃棄物貯蔵庫と同じ位置付けではないけれどもじゃあ一方、これ
0:24:12	後ろに管理区域の図面とか多分つけていただくんですけど、
0:24:18	この保管エリアってのは、汚染の恐れのあるとか、
0:24:23	そこら辺の
0:24:24	整理はもうできているんですか。

0:24:27	はい、関西電力ハラですけれども、簡単に言いますとしたものとフロー図を見ていただきたいんですけども。
0:24:34	会議等、保管エリアは何か何かというと解体したものを液位的に置いておこうエリア。
0:24:45	考え等も簡単にはこういう位置付けのものだと思いますので、
0:24:50	このフロー図の右に流れるとそのままクリアランス不足でいくと。
0:24:54	一方その廃棄物、放射性固体廃棄物になる場合には下に行くというところで、
0:25:03	大きな流れでいくと、これまでも例えば
0:25:07	点検とか改造とかで、ごみが出ますと、これ当然作業場所に1億というところをちょっと拡大してですね、ちょっと長期間をくようなエリアと待機児保管するエリアとして新たに設定すると。
0:25:23	そういう位置付けかと考えております。
0:25:26	ただし、蒸気が起きますので、先ほど言った通り、管理としては、廃棄物貯蔵庫に準じた形で管理をしていく。
0:25:35	いうことで考えて、
0:25:38	原子力規制庁のミキヤです。それは長期間送っは一時的っていうのは両方今ご説明があったかと思うんですけども、これはいわゆる大飯のときに、大飯の
0:25:51	クリアランスの議論でもありましたけれども、一時的な管理区域として設定するようなそのたぐいの話ですかという段階で流れるけどちょっと説明受けました。他概略徹底部分の場所は、
0:26:06	もともとあの汚染の恐れのある管理区域になってる場所の機器を解体してそのフェーズを使うということで、この管理区域上の位置付けは全く変わらないんです。
0:26:20	はい、規制庁のみ県そうすると多いのか、燃料棒、燃料取替用水タンクと全く同じです。
0:26:31	これ、
0:26:32	取替用水タンクの
0:26:35	それで、どこに作る。
0:26:42	で、
0:26:43	もう一方の
0:26:50	そうです。汚染の恐れがあるかについてはまだ出力方向でございます。
0:26:57	すいません。そういう意味で、汚染の恐れのある管理区域において頭置いてあった設備を解体して、
0:27:06	で、汚染の恐れのある管理区域の中に保管エリアという名前のエリアを設けて、
0:27:16	そのあとに女性なんかをしてクリアランス処理をしていくということで、貯蔵庫では、
0:27:23	ない。
0:27:25	けれども、
0:27:26	保管エリアという、

0:27:29	位置付け冗長造構扱いの、
0:27:33	ところに、
0:27:35	重畳するんです。そういう理解ですね、そういう意味でちょっと置いと違うのかもしれない。
0:27:41	関西電力ハラですけれども、基本的には今宮田さんのおっしゃった通りですけど、この初動こう保管エリアがちょうど方向と同じ扱いというところがやっぱりちょっと
0:27:58	というよりも逆に詰まって押印近いかもしれない。
0:28:03	売上げの補修点検建屋において程度のその悪クリアランス検認処理してっという流れだったと思うんですってということ。
0:28:11	これとある意味近いかもルートの
0:28:15	解体してそのまま置いておく場所、先ほど言ったこともあるわけでも県のおそれのある管理区域のものをそのまま汚染のトラウマなる管理区域に置いておいて、
0:28:28	まとも期間が長いというだけ。
0:28:31	なります。
0:28:34	そうですね原子力施設のミキヤですけども、今ちょっとこれ、すごく何か議論がしづらいなあと思ってるのは多分そちらでも微妙に違いを認識されていて、多分その違いが我々共通の認識になっていなくて、
0:28:53	それが条文上どのように表せばいいのかってのも多分お互い見えてないのかなとちょっと思う。
0:29:00	ているんですけども、
0:29:02	今回の放管員エリアっていうのが従来からの
0:29:07	生ずることの違いみたいなものを
0:29:11	淡水いただけないかなあと思うんですが、まずその大飯の事例なんかも踏まえてですね。
0:29:18	関西電力ハラで振ったハラですけれども、承知しましたところの気概ちょっと評価なんかでわかるようにします。はい。
0:29:27	はい。
0:29:55	すみません、続けて6ページ目の信連燃料の搬出方法については、
0:30:01	これはちょっと廃止措置計画のほうで、
0:30:04	議論させていただいた、どっちなかで議論させていただいたほうがいいのかと思いますんで、これは、
0:30:11	保安規定のほうで議論せずに、廃止措置の方で議論させていただければと思います。
0:30:18	あとのところは記載の適正化の関係なんですけども。
0:30:22	これは大飯第2編の審査時の指摘事項を反映っていうことなんですけど、
0:30:30	これ、すみません、あれ三条改正の話をしてあります。
0:30:37	関西電力ハラですけれども、別途、ここは大飯の対処の配置措置はあなっただきの審査させ、
0:30:47	と海浜成運びと書いて、

0:30:50	そのときの審判
0:30:52	そう。
0:30:53	です。
0:30:55	なるほど。原子力規制庁未決そのときの話ですか。今ちょっと記載の適正化で入れ込むのはちょっと理解できてないんですけど
0:31:05	大飯の初回の廃止措置計画のときには保安規定も当然書いたんですよね。
0:31:12	大飯の負風圧図書海浜低利の大飯の保安規定の変更時の審査でも指摘事項。
0:31:26	それともときはもう大飯だけの変更でしたので、美浜には、
0:31:32	海山の判定は直接設定変更ということかということをやっております。
0:31:40	なるほど、そういうことですか。
0:31:43	そのあと三条改正段階で一斉に見、
0:31:47	今美浜迎えますそんな時には特に底部出さずに、
0:31:53	はい、関西電力ハラですけれども、
0:31:56	そのときは、内量にのみに変更するよというご指導があったと認識しておりますが、わかりました。それで使えるんですね。なるほど。なるほどやっと思込みます。
0:32:13	あつてはすみません一番最初のほうでの保安規定、
0:32:22	3 ページ目で、今回は第二段階を保安規定は定めますと、
0:32:28	廃止措置計画はこれで第二段階第 3 段階って両方入ってます。そこは廃止措置話題にごめんなさい、この保安規定は第二段階のみ。
0:32:39	ということです。
0:32:42	はい、関西電力ハラですけれども、その通りで配属計画としては、第 2 から第 4 までは今回変更させていただきまして、運用に絡むところにつくもの大いから保安規定につきましてはその都度、
0:32:57	進捗に応じて説明データ運用の変わっていきますのでそれに依じて変更させていただこうということで今回は代だけの考えになります。
0:33:10	もし、管理目標値とかそういうこら辺が高齢ば廃止措置も変わります。
0:33:17	関西電力ハラですけれども、今の法律管理目標値に関して言いますと廃措置計画で第 2 から第 4 まですべて今回得た値を定めておりまして保安規定上、第 2 の値を持っている場合に段階が対応していると。
0:33:33	ということになります。
0:33:35	規制庁ミキヤです。そういう意味では別に第二段階では第 3 段階では第 4 段階では法定書けなくもないんですかねそれともそここれ以外の話で、
0:33:47	関西電力ハラですけれども、自治体には放管目標値だけだったら当然かけるんですけども、実際には第二段階終われば燃料も出てしまいますし、あと当然管理施設設備とかも変わってくるかと思しますのでそれに準じた。
0:34:05	運用になりますので、その都度変更等、あと、先ほど言ったそのクリアランスのデータ表示始めるときには、その変更も保安規定させていただきまして、運用上やっぱり進捗に応じてちょっと変わっていくのでそれに依じて、
0:34:22	やっていこうというところで考えて、

0:34:25	はい、わかりました。
0:34:34	会議室の方からとりあえず異常なんですが上分散化されトガサキさんから何かありますでしょうか。
0:34:43	すいませんゲートウェイ不参加の方から何かありましたらお願いします。
0:34:50	トガサキですけど。
0:34:53	よろしいですか。
0:34:56	一緒に規制庁フジカワですはいお願いしますはい機能確認なんですけど、まず、
0:35:05	3 ページの
0:35:08	ちょっと下のほうなんですけど。
0:35:12	ちょっと黒いポツで設置命令が階段ですけど、キーと女性の方がが財務
0:35:21	その放射能調査坑事前確認できたため、CAQ燃料物使用量汚染の除去を系統除染に変更しているというんですけど、それをちょっともう少しちょっと具体的に説明してもらいたと思います。スタッフというのは
0:35:38	核燃料物質による汚染の状況っていうのと系統除染っていうのの違いがちょっとわからなかったので規則をもう少し詳しく説明をお願いします。
0:35:51	関西電力のハラですけども、もともとここは系統条件設定と我々の計画の中で系統除染をやってるね、その効果がほとんど出なかったですね。
0:36:07	再度、それなりのがかりの工事で除染工事をしようと考えておりましたけれども、結果的にその系統除染での効果が除染効果が非常に大きかったものですから、工事としての大きな除染工事っていうのは、
0:36:24	特に日ないことにしましたので、そこでデータとは言えね今この変更前に書いている核燃料棒実に同点の状況という書きぶりでしたら、日常管理でやるような初期条件とかですね。そういうところと、
0:36:44	ちょっと混乱するかと思ひましてですね、ここの系統除染工事というところで明確化させていただいたという、そういうことになります。
0:36:57	規制庁のトガサキですけど、ちょっとわかりにくいんですけど、その核燃料物質による汚染の除去っていうのは、
0:37:08	そのちょウノ通常の汚染状況のことを言ってるっていうことなんですか。
0:37:18	その上のほうの弁の状況等もここ余命読めてしまうところ。
0:37:28	になります。例えば我々の廃止措置計画。
0:37:31	工程表で言ったとの競合機器等の除染っていうのが問題段階からずーっと第4段階の初めまで
0:37:40	その工程上引いてるんですけども、これとは違うことを明確にわかる系統除染のことというところで、系統、
0:37:50	下記直したというか、
0:37:52	簡単に誤解を招かないような記載に変えたというところ。
0:37:58	形かもしれない。
0:38:00	規制庁のトガサキですけど、そこら辺のその説明が今の御説明だとその核燃料物質による汚染の除去っていうのは普通の運転中でもやるような助勢ね、廃止措置基調の条線というのは、

0:38:19	もう、そういうものではなくて系統除染を行うようなものなので、それを明確にしたっていう、
0:38:30	ことなのか、それともさっきで最初に言われた通り、最初の数の計系統除染では対応ができなくて大掛かりな除染工事は必要だと思ったんですけど。
0:38:46	それが必要なくて、業務系統は普通の蛍光女性だけでいいということで替えられるのかって言うのがちょっと
0:38:56	説明がどっちなのかっていうのがちょっとわからなくて、いずれにしても今回変更で系統除染工事っていうことに変えられると、やっぱり大掛かりな除染工事があるっていうよりも、
0:39:12	もう終わりで、
0:39:15	ちょっとどういうことを踏まえて、その変更どういう言葉に変更するのかっていうのはちょっとわかりにくかったので、そこをちょっとわかるようにしてもらいたいと思うんですけど。
0:39:29	関西電力ハラですけれども、わかるよと上条でフェイルします。それは別にします。
0:39:36	ありがとうございます。規制庁の穂トガサキです。あともう一つ、そのあとに、その他第 187 条に定める保全対象範囲の
0:39:49	設備の解体撤去工事一級の底を普通の設備の解体撤去工事っていうふうに変えられるっていうことなんですけど、その理由が上の黒ポツのところを買いたい。
0:40:05	撤去対象設備等保全改良して、ちょうど靴重複しないことを踏まえてっていうふうに書いてあるんですけど、
0:40:14	重複しないんであればその前の規定のままでも同じように、
0:40:20	187 条というのが多分当然対象設備と思うんで、その他っていうことで読めたと思うんですけど。
0:40:29	それが何でその設備っていうだけにするのかっていうのがちょっとよくわからないので、そこもちょっと説明をお願いします。
0:40:39	関西電力ハラですけれども、込まの先ほどの資料と同じように広く紙でまとめますけど、おっしゃる通り、書いてる中身は変わってません間に
0:40:51	デブリがまどろっこしいというか、逆に何を言ってるのかわからないんで、議題 2 は改訂強度が当然保全対象範囲外ですし、そこは明確なんで変えることは同じなんで、簡単に書い撤去工事といえば、
0:41:07	という意味は通じるという事例書き直しただけじゃなく、
0:41:11	一体。
0:41:14	わかりまそういう趣旨で書いてもらったほうがいいんじゃないかなと思うのでちょっとそれも検討をお願いします。わかりました。内できるはずですけど、文章と、
0:41:26	規制庁のトガサキでさ、あともう一つ 5 ページの先ほどの
0:41:32	クリアランス推定物の話に関係するんですけど、今のままでは廃止措置に入った第一段階では、まずその解体とかをしてないんで、そのまま今までの設備は、

0:41:49	管理区域の中にあるという位置付けだったと思うんですけど、今回 155 条の 2 で、それをまず解体撤去物、
0:42:01	として、
0:42:03	NRとクリアなんす水系物と、それと放射性固体廃棄物に分けるってことなので、これわけだ実験で、それがですね今までは設備の一部だったと思うんですけど。
0:42:20	それが明確にNRさんの方とか、廃棄物なのかっていうのがわかると思うんですけど、まず、クリアランス推定物についてはまだクリアランスの物に
0:42:37	特定されているわけではないので、それが廃棄物に位置付けられるのか、まだ設備の一部として位置付けられるのかっていうのはちょっと引き続き先ほどのミキヤからのコメントを踏まえて他の施設の例と考えると整理してもらいたいですけど。
0:42:55	NRについては、もうこの時点でもう特定してしまって、だから
0:43:04	もう汚染の恐れがあるようなものところからは外に出してしまうとかそういうふうにも管理区域の中に置かないっていうふうを考えてよろしいんですか。
0:43:18	カフェ電力の方ですけども、今、その通りで規定等もないと判断するものにつきましてはこんな保管入れんずっと置いておくようなことはせずにですね、速やかにその絵があるの。
0:43:33	方案系に基づいて名の手続きをしたことだと。
0:43:39	いうことで考えております議題は我々はもう現状を運転炉も含めまして、NR運用しておりますので、またそれに準じて全く同じ運用でやろうと考えております。以上です。
0:43:52	規制庁のトガサキです。それは日 106、66 条の第 2 項のところに明確に書かれてるってことなんですけど、ただ、例えばだからちゃんと汚染がちゃんと広がらないというのが
0:44:09	そっちを水源がちゃんとつかない措置とかもしてNRを分離して外管理区域外に出すとかそういうことがちゃんと 166 条の第 2 項に規定されていると考えてよろしいんですか。
0:44:25	関西電力ハラですけども、別途保安 956 条の第 2 項に、具体的に書いてるわけではございますが、今言われた。
0:44:38	冒頭、
0:44:43	動いた保安規定上はですね、166 条の第 1 項にNRするものの範囲とか判断方法とか、今先ほど言われたこの法定のその本来防潮こういうルールを定めて、第 2 項でまとめに従って、
0:45:01	管理する運用するということなので、ここにつきましては全くへとこれまでと変わらない別の運用そのものを踏襲して行うということになります。
0:45:13	規制庁のトガサキです
0:45:16	わかりました。いずれにしても、今までは管理区域の中にある設備として位置付けられたものをONRとかし、クリアランス推定物とか固体廃棄物に分ける。
0:45:31	ことになると思いますので、それを

0:45:35	どうやって、青線がつかないような状態でちゃんと分けるとかですね、そういうのをちょっとわかるように、
0:45:43	説明してもらいたいと思いますので、既存の 106、6 条の 1 台ことが第 2 項で説明されるのであれば、そこら辺を説明してもらえばいいと思うんですけど。
0:45:57	今のクリアランスについて物理と同様になれについてもその説明をしてもらいたいと思います。
0:46:05	関西電力ハラですけれども、
0:46:08	ちょっと誤解があるかなあと思ってるのか意見ありまして、これまでは、この設備があったものが別途NR分離している。
0:46:19	出てくるのが多分これから始めてではなくてですね、これまでのNRAの運用も別に
0:46:29	運転中も含めてですね回答にプラントにおいても、いわゆるその改造とか点検とか出てきた設備とか例その他もNRできるものですね、今おっしゃった通り、その汚染がつかないような措置をしているんですね。
0:46:44	その前のあるとして取り出せる運用はもうずっとしております。何年もしている状況できてそのまま点検工事なり改造工事に加えてこれからの解体撤去についても、それとその運用をそのまま行うということにして、
0:47:02	はい措置の解体できる初めてれる行う運用ではございません。語弊のあるに關しましても、
0:47:10	これ新たな運用になるのがこのクリアランス一定物として保管エリアに保管するってことだけが新たな運用として出てくる。
0:47:23	ことになりましたが、ここにつきましては、
0:47:27	規制庁のトガサキです。すでにその 16516 条のほうで、それからカバーされてるっていうのはわかるんですけど、
0:47:38	155 条の 2 の中で解体撤去物をお見えになるとかそういうクリアランスとついていとか三つに分けるという規定を今回新たに設けられるので。
0:47:52	だからそれと高 606、16 条の關係とかを説明してもらいたいと思うんですけど。
0:48:00	電力ハラですけれども承知しましては、それではこの解体からこのマイナーの運用というこの繋がり含めた大不動態なり、ウノさんが管理について説明するようにいたします。
0:48:12	はい、よろしく申し上げます。
0:48:25	規制庁フジカワです。他に何かあるんでしょうか。
0:48:29	規制庁ツカベですが、
0:48:32	あとすみませんちょっと幾つか同じところを聞いてしまうんですけど 3 ページ目の先ほどの
0:48:37	廃棄物廃止措置工事というところでのご説明聞いて趣旨はわかったんですが、逆に配員範囲を狭め過ぎてしまうと、これ第二段階だけのことを書いてますってことなのかもしれませんけど。
0:48:54	例えばその建屋の間管理区域の建屋、
0:48:58	壁をはつったりする工事、

0:49:00	とりサーチ工事。
0:49:03	ではないのかとかですね、個々個別に広く書いておいても、体調どういう工事を起こすかわからないんですけど、商売のことも考えての段階で狭める
0:49:17	この系統除染工事ということで限定してしまう。
0:49:22	その方がちょっと将来考えると、
0:49:26	被害が出てくるんじゃないかと思ったんですけどその辺はどうお考えですか。
0:49:32	関西電力ハラですけれども、あくまでこの許容 105 条、155 条で書いているいわゆるこの土地工事の管理というところで地形で、先ほど言われたものを、最後のはつり
0:49:50	ホッカンもはつりっていったらもう、例えば建屋の解体撤去といったまとめ大きな
0:49:56	工事だと考えてるんですけども。
0:49:59	ちょっとこの先ほど言ったこの汚染の状況を系統除染工事狭めたところっていうのは、いわゆるその補填の除去っていう位置付けとその氷というよりも、すべての例えば作業においても、
0:50:15	なかなか除染等というのを行ってやっても、例えば
0:50:26	人が立ち入る前にちょっと綺麗にする除染工事をですね、まだ具体的にこの 155 条に従って管理していくかっていったところについて誤解を招く
0:50:39	のが嫌というところが本音でございます。そういう意味で範囲のゼロ狭めだと言いますが、実はここちょっと経緯を言いますと、もともとは系統除染という形で絞ってと左の変更前のところでこれを
0:50:55	大飯の配当って始まる時に、その系統情勢流れ結果が悪かったもう 1 回工場交通そういう可能性もあったので、そこに店の状況という書きぶりはまだ 1 回直したの、今回また元に戻すという流れになってまして、
0:51:14	もともと我々の主要な工事という位置付けも系統除染工事というところで考えている者の元に戻ったというところで一定とすいません、わかりにくい米が振ってちょっと資料で御説明しますけども、
0:51:31	狭めてるわけではなくもとに戻す。
0:51:35	ちょっと誤解を招くという意味合いでございます。はい規制庁ツカベ社の確かに。
0:51:42	工事として何を起こすかプリン観点でそのものを書くという。
0:51:48	TOWAに関しまして、ちょっとただ現行のものが、
0:51:53	どちらかといった廃止措置に係る活動進めてるみたいな形で進めるので。
0:51:58	戻すと、少し目立ちますねという点です。続いて 4 ページ目で
0:52:04	中身については今後細かくまた廃止措置計画のほうで聞こうと思うんですけども、トリチウムについても、
0:52:11	数字が書いてあるんですけど、これは、
0:52:15	具体的には、相槌計画はでも御説明いただける内容ですか。
0:52:21	関西電力のハラですけれども通知につきましてはすべての配置計画のほうで説明しますので、
0:52:30	とりわけあのときに説明いたします。

0:52:34	はい、規制庁掴みすまわかりましたって続いてこれも同じページにまずいなんてしますけど、ページ目のクリアランス一点物。
0:52:43	で、
0:52:44	いうことなんですけど、これについて物っていうのは、定義としては、
0:52:49	どう、どういう定義になるんですが痛いのは、この推定物として、
0:52:55	管理されるものっていうのは、
0:52:57	それから区
0:52:58	これらフランス向かおうそのままの状態プロットされているものなのかそれとも今後またそれを分別し、
0:53:07	して開けて分別して、
0:53:09	放射性廃棄物
0:53:11	気密がそこから出てくるような性質なものなのか、これ上がんす。
0:53:16	続いて物というジャンルを作って、どういう管理をされるかわからないと。
0:53:22	そこらを招くかなと思って聞いています。
0:53:29	関西電力のハブけれども、
0:53:32	また先ほどのミキヤさんのご質問思うべく使い方を考えてます。それでこの暮れの推定物。
0:53:43	定義というか、また先ほどのトガサキはもうちょっと工夫も設備を解体したものを
0:53:52	このうち、
0:53:55	ウノ放射能レベルの高くないものです。
0:53:59	すいません、言い方変えましょうと。
0:54:02	もう6のところのレベル高いものはもう明らかに放射性固体廃棄物としかならないのでこれまでの運用通りちょっと持っていくと。
0:54:12	将来クリア不利になる可能性があるもの。
0:54:15	例えばこの表面だけの件で除染したらクリアになるかも知れないものも含めたクリアになる可能性があるもの。
0:54:23	でかい大事な絵とあと、
0:54:27	だから、これちょっとどうなるかわからないと将来的にはそのままクリアランスなるかもしれないし、除染してくるようなふうになるかもしれない非常停止しても、放射性固体廃棄物になるかもしれないと等々いう曖昧なものみたいな位置付け、
0:54:43	になります。
0:54:45	ガイド規制庁ツカベですとか、ちょっと浜岡と定義していたのかちょっとわからないんですけど。
0:54:54	ある程度クライアント指定する申請
0:54:59	つくれるものそのものが管理されていたような印象持って行って、
0:55:05	その段階で、
0:55:09	塑性座屈等々な管理はしますということではあるものの、
0:55:16	もう一つ廃棄物
0:55:18	答案明確に以内ですというものがあるというのも何となくちょっと、

0:55:24	気持ち悪いという言い方はちょっと
0:55:26	衛星機ですけど、ちょっと防衛庁の扱いも、
0:55:31	今後になるかなと思うの下で、
0:55:35	当間放射線検出西が多分定義上も、
0:55:38	廃棄しようとするものだ
0:55:41	廃棄しようとしていなければ、放射性廃棄物じゃないっていうのは、
0:55:45	いえるんだと思います。
0:55:48	あと保管エリアの話はする。
0:55:51	当推定打つ話と一緒にしてしまうと。
0:55:55	イコマしてしまうんですけど本設並行た薬物の
0:55:59	廃棄施設というのは、
0:56:02	本来であれば許可を得ない話で、今回それを廃止措置計画側で、
0:56:08	申請されているので、そこは
0:56:12	強化に準じた形で管理されるものだということを今後確認させていただくことになると思います。
0:56:20	まだちょっと感想的なところも、
0:56:23	ましたが、
0:56:25	お金かからなければ軍隊から出るけど、先ほどのメリットをちょっと宿題であったと保管エリア貯蔵庫とあと先ほどクランクが多いのグラフエリアの違いの中で、今、ちょっと通りこれあの推定物の位置付けもわかるような形で定義
0:56:43	というようにいたします。
0:56:45	はい、よろしくお願ひします。あと保管用の関係で前回もちょっと計画割れもあったんですけど。
0:56:52	ほかには。
0:56:54	予定になって、
0:56:57	軟式予定。
0:57:01	設置予定位置だけちょっと忘れてしまいませんけど、という形で、
0:57:06	はい措置計画上は書いていまして、
0:57:10	それを保安規定実行アップ場所としては、
0:57:16	なお、
0:57:17	面積には県に管理区域とするだけでこれという理解でよろしいですか。
0:57:27	関西電力ハラですけれども、現状とういうような対立する。
0:57:32	はい。
0:57:36	法令で求められている。
0:57:39	廃棄物保管
0:57:41	設備をどこで各科許可であれば許可なんですけど、どこに書くかって言うのは、
0:57:47	いろんな書き方があるので、今後話せばいいんと思うんですが、
0:57:52	記載の廃止措置計画で予定を入れていらっしゃるものが、
0:58:01	それ以外に置かないという理解でよろしいですね。

0:58:05	それ以外のエリアには、
0:58:07	置かないという意味で、
0:58:09	宣言されてるという理解でよろしいですか。
0:58:13	各電力のほうですけれども、その通りです。
0:58:17	はい、ほかの例えば書いてるコーヒーの中でこのコア改造当番に置くとか、その作業の流れ場ありますけど、その保管補完という意味合いでのちょうどこの定義について問われているほか 2 例になります。
0:58:34	はい、規制庁ツカベですわかりました。ありがとうございました。
0:58:48	規制庁フジカワです。ここは何かありますでしょうか、規制庁のトガサキですけど今のちょっと他ほかの整理はちょっとまた引き続き、説明していただくんですけど。
0:59:02	もう一つ、この 5 ページの左のほう、Bのところなんですけど。
0:59:09	保管エリアまたは除染等を行うエリアとして利用するっていうふうに書いてあるんですけど、その除染等を行うエリアとしての管理なんですけど、ちょっとそもそもこの
0:59:26	その解体のために、
0:59:28	そこの今ある意味設備がある部屋が汚染される可能性があるかと思うんですけど、その中に設備が今置いてある状態から解体する。
0:59:43	時の汚染防止の管理とか、それとか、あと、今後その除染等を行う作業の管理とかっていうのは、どこで規定されているっていうふうにご考えてよろしいですか。
1:00:00	各電力の方ですけれども、これはですね、もともとの放電管理の中で行うので。
1:00:10	我々で言えば、
1:00:13	第 2 回も。
1:00:17	172 条の
1:00:20	172 条以降の 5 のほうだ。管理の中の系統ほどと全く同じ管理でやることにしております。
1:00:32	うん。
1:00:34	というのは、
1:00:35	例えば 174 条とか、
1:00:40	線量とか汚染が非常に高いところは、
1:00:46	もう雲と。
1:00:47	特別措置として、
1:00:49	へえ表示基準を設けたり区画形状したりとかだと 170 単独の管理区域内の区域も同じような形でありますし、ここについての管理というのはこれまでと変わるものでは、
1:01:05	本来ません。
1:01:09	規制庁の倉崎です。わかりました。グリーンハウスをひとつ作ったりとか、そういうのは、

1:01:18	すでに規定があるところで多分対応されて特別にその管理区域の中で、汚染の恐れがある区域を、
1:01:31	設定するとか、
1:01:32	そういうことは特段しないというふうに考えてよろしいですか。
1:01:36	乾杯電力並べてけれども
1:01:41	これまでも管理区域の管理から
1:01:45	追えるような考えとことっていうのはございます。
1:01:52	はい、わかりました。
1:02:05	規制庁フジカワです。ここは何かありますでしょうか。
1:02:09	静聴ツカベすみません点だけ。
1:02:12	載せてしまったんですけど先ほどのクリアランスの機器テープの月の扱いと関連して、
1:02:19	なんですが、例えば第 8 条で、原子力安全嚴重かつ安全運営委員会の
1:02:26	とか書いてあってあそこにいろいろ審議事項が書いてあるかと思うんですが、この推定物に関わる
1:02:34	機構っていうのは、
1:02:36	そこで、
1:02:38	読めば、
1:02:39	審議事項につき結構あるんでしょうか。
1:02:48	もちろん、
1:02:50	また関西電力ハラですけれども、今は母プレ安全弁等委員会の運営委員会の中で保管入れに関する
1:03:01	そこがどこで決められているかという推計物ですね、どちらかという、
1:03:08	売り上げと随契物に関する
1:03:13	これは社内においてすみたい決めてください。
1:03:24	電力のハラですけれども、
1:03:30	143 条。
1:03:33	書かれてる 800 万で委員会にフォロー事項の中で、
1:03:39	医局地下部機関へとですね、もともとこの運用につきましては保安規定の下で、これ社内規定の中で、別途また運用なりを定めも含めますので、143 条の(1)。
1:03:54	ここについてはどのくらいのふえて物に関する指摘事項も入ってきますので、そこで変更する場合とかは、審議されることになります。
1:04:05	規制庁使う 148 年をちょっと 143 条です。
1:04:13	はい。土地管理方法、
1:04:20	はい、わかりました。ちょっと確認しておきます。はい。私からは以上です。
1:04:31	規制庁不履行でそこは何かありますでしょうか。
1:05:09	規制庁フジカワですすいません、もう 1 点だけ、9 ページ右肩 9 ページの
1:05:17	管理区域図面の変更のところなんですけども。
1:05:21	2019 年

1:05:26	ぐらいからずっとこの状態でってことだったのかと思うんですけども、すみませんもう少し公職説明をお願いします。
1:05:36	関西電力のハニューです。
1:05:38	閉床の関係局面の適正化の話なんですけれども、当時、美浜の保安規定の変更認可修正を複数案件通りに実施していた状況でございまして、その図面2につきましては、ちょっと言い方された情報を
1:05:55	規制庁の案件に適切に反映できなかったものとなります。
1:06:01	特定の管理区域図面に誤りはあったんですけども、ちょっと管理区域としての出入り管理ですとか、表示機能の経歴など、現場で必要な措置をきちっと分かれておりまして、所保全管理上の問題はありませんでした。
1:06:17	いうふうな状況で今、
1:06:20	当時、
1:06:22	新規制基準への対応ということで、燃料取扱用水タンクエリアの作業に伴ってと、このエリアを変更している申請と都市安否札の新規性基準適合に関わる自然とと同時に、ご心配いただいていたことによる、
1:06:39	ものになります。
1:06:45	関係力なかったのを補足しますとこれ図面ですけども、途中はですね一旦タンクエリアの管理区域の変更ということで、現在、今回直したいと思っているために一貫直っておりました。
1:07:01	途中でですね広域化、カマホリ玄武岩類は山で申し訳なかったんですけども、同じく日本海省持ち出して引いて考えれば、かなりの変更等は新規制のということで、同時にCK書を作っていく。
1:07:18	βモードタンクエリアのほうはご理解いただいて、そこでちゃんとコンテキストは経営形をなってるんですけども、新経営の方で持ってる図面これ官報ですと申請しておりまして、もともと、その1回関係部変更で、
1:07:36	やったものを反映されてないものをぐっとレポ含むって、最終的にじん性爆撃に修正したのが古いままの図面ということが担保で製作されている。それが多分書かれてしまって、現状になっているということですので補助とこれ原本も
1:07:54	管理の誤りでございました。以上でございます。
1:08:19	規制庁つかめるちょっと2点確認したいんですが、検討の管理ということだったんですけど。
1:08:26	えっとタンクエリアのPu関わったもので、
1:08:32	3日も受けていた事実があると説明されたかどうかちょっとわからなかったのでもう一度教えてくださいということと、
1:08:41	笑点目が今まで
1:08:43	本規程を見直す機会は何度かあったかと思うんですが、それが今になったその会議になった理由を教えてください。
1:08:54	各電力のハニューですね。
1:08:56	燃料取扱を計画のエリアのルート変更の認可聞いてんですけども、その程度工事の地震伴いまして、平成26年の9月に限り不燃の変更申請しておりますので、それにつきましては、

1:09:13	10月に認可を受けておりまして、その後取りかえ向上実施しました。
1:09:18	で、その取替工事が終了しますので、また、管理区域を設定するべく検討例は顔面の1月に一般規定の変更認可申請を行いまして、燃えると同じ年の揚トレイは場面の4月に認可された。
1:09:36	認可されております。これが本来あるべき姿の管理区域図面であったんですけども等もその通りだと同時に申請してありましたと地域経済の適合に係る認可申請を
1:09:50	その補正申請をトレンは関連の中継等実施したんですけども、その際に、正式なあと、先ほど工事完了どうなって正式な系統管理区域となった図面の検討範囲がうまくできなかったものとなります。
1:10:06	1点目は桁以上です。
1:10:09	2件目につきましては今回ご確認名前角山全く気づきましたのが計画を3月の31日でございますそこに認可申請ということでは、それから結構厚い低下していただいていたんですが、
1:10:28	持ち株段階やったということと、あとはもうこれギャップ処理システムの方で昆虫レポートは上げ化していただきまして、実はもう
1:10:40	管理区域が管理できていたということだとういう誤りがあったということを激減とか実際確認いただきまして、逆上昇率の不適合いまして、処理していくかで最終的な目標には細胞反映しようということで、そのタイミングとして申請がありますのが今回の閉止装置でございますので、
1:10:58	コンビニは申請させていただくという形でございます。
1:11:04	はい、規制庁掴むでしまっ変わりましたので、先ほどの御説明のあった経験についてちょっと紙審査資料として日本なんて結構であるんですけど、県についてまとめた形で、
1:11:20	加味していただけますか。
1:11:23	電力ナカガワの長期化するための景況紙にまとめて時いたします。はい。あともう1点確認が今回キャップでも、
1:11:35	今処理されてるっていうとこなんですけど、検査部門とか現地検査官等には別途
1:11:42	統合として行っているという認識でよろしいですか。
1:11:46	現地計画案が飲む客の説明もさせていただきまして、その処理状況を説明させていただきますいております。
1:11:54	検証ツカベはい、わかりました。
1:12:21	原子力規制庁の藤川です。要は保安規定については質疑は以上で、
1:12:28	と思いますので、次の説明に移っていただければと思います。
1:12:37	関西電力ナカガワです。そうしましたら次へいかさせていただきます。まず資料間コメント整理表で日本海保管しばし末回答につきまして、これから説明をさせていただきます。
1:12:52	まずなコメントのNo.12ですけども、現在回答を作成中でして、今回御説明ができない状況になって次回以降に説明をさせていただきます。

1:13:06	コメントNo.3と4ですけれども、これにつきましては本文 10 の補足資料を作成しております説明のときとあわせてサクサの説明をさせていただきます。
1:13:20	続きまして、No.56 ですけれども、これにつきましては、本文 6 のですね、資料をとあわせてこちら後程説明をさせていただくということにさせていただきます。
1:13:36	コメント 789 につきまして、今から資料 2 に沿って説明をさせていただこうと思います。
1:13:46	それ以降、
1:13:48	ナンバーの 10 から 13 につきましては、
1:13:53	全部の補足資料の説明とあわせてですねさせていただくということにさせていただきます。ではコメント 789 につきまして説明をさせていただきます。
1:14:11	説明者かわりまして関西電力のみでございます。
1:14:16	本文の 5-7 と確認しまして 0. を通して欠席していただいているところで説明者かわりまして、No.9 性以上三つ本文 8 関係についてまず御説明させていただきます。資料 4 のほうをご覧ください。
1:14:34	資料 4 の標準加えさせていただきます。来たページにならない値でございます。
1:14:42	ポイントとしていただいております内容につきましては、使用済燃料用にそれらの件について、性能維持施設、期生となっているお客さん違う色でございましたけれども、結構本番 8 につきましても、先行の
1:14:58	そういう内容につきましてはですね燃料棒表面が本社でも重要なのかな容器を使用するという点に関しまして、下ので。まず長生きに期待している内容につきましては、9 電量。
1:15:14	ちょっと説明に保管中のガチャン使用期限伸びの関係の汚染した診療の早期についてということで説明資料をつけさせていただきます。
1:15:24	この中身につきまして中身につきましてははづらいの承認のピットの診療けれども、使う用途について説明させていただきます。事業者から運搬関わる技術基準適合した設計と具体的なIX6Pという形の方の、それを聞いてございまして、
1:15:43	三菱原子燃料さんが 2011 年 3 月に
1:15:48	確認例限り負圧設計承認を取得しております。最後挙手少数でございます。別紙に人の設計承認書をつけさせていただきます。
1:16:02	なっていたページ 7-2 からナガオはつきりまでの
1:16:08	ページでございます。
1:16:11	今の 4 ページが
1:16:15	ただ、それで現状の中で他省庁申請書の中身を持ってございまして、ナガノ 5 ページをご覧ください。
1:16:24	基本ついてということで、この辺MOX6Pという形の記載でございますけれども外径が約 2.1 メーターナカガワ約 106 ページ目からはこれらの前後の緩衝体

	の中を多くとるけども、ザッとこういうふうな進路主要原料のISOの形になっている。
1:16:44	いうことでございます。内容とか系統重量物が下にございますけれどもやっぱり20トンぐらい。
1:16:51	また思っております、
1:16:55	完了ではですね7×7をご覧ご覧いただければと思います。
1:17:02	今回新たになっておりますけれども、
1:17:07	先ほど申しましたように使用済み燃料を収納するような形みたいな表現でございます。
1:17:15	78をご覧ください。就学ループ燃料物質等の種類が形状重量等に記載がありまして、ここです、この表の種類というところで軽水炉、それから、行目ぐらいのところに増えても、
1:17:32	不良PWRには震源の集中膨大な
1:17:36	さっき注釈がありまして、表の下に非常に燃料プールに保管先かみ仕様なのはして御宅な期待が書かれてございます。
1:17:48	この容器、系統連量がですね8回
1:17:52	一方であった配慮してございまして、この容器を使って、搬送する計画でございます。
1:17:59	7-1 ページに戻っていただきまして、処分が燃料輸送学事納税の
1:18:06	違うということでございますけれども、見直し曲げご説明しましたように、購買及びございまして、この容器は貯油修了者水リターンがですね、この申請者の努力を、
1:18:23	もし油ポンプに従って系の異常管理されるということございまして、またながらも、
1:18:30	6 ページ。
1:18:32	なお、6 ページを見ていただきたいんですけども、9 番を。
1:18:36	僕にされて報酬及び弁明核燃料の取り扱いに関する事項というところで、この店舗にはとってございませぬけれども、店舗そういった概要につきましては、その申請書の添付資料1の別紙に記載した方法により実施すると。
1:18:54	例えば具体的にはこちらのほうに対話ことになっております添付資料1の別紙というのは、この容器に関する具体的な変形内容とか、
1:19:07	安全快適としたような内容が意識していけるような設定になってございます。
1:19:14	という分類のタイプに分かれて炉心燃料移送系については説明は以上になります。
1:19:23	全部配っていただきまして、コメントがNo.8、
1:19:32	ございまして、資料4でいきますと、下ページ8-1でございまして。
1:19:39	このいただきましたので、だけど、今お願い申し上げまして、その辺がもしセンター新機能で搬出するかということございまして、除染費なのであれば、加工事業者に優先するのかという。
1:19:55	全部でございまして、結論的に申しますと、過去10社でも決算物件をいたしました。

1:20:01	竜巻でございますけれども、
1:20:05	規模の収入強度的にちゃんと整備着物除染御説明内容になっておりまして、 両発電所では一体一体の使用頻度のば燃料についてははします集合体単位 で扱うわけですけれども、
1:20:21	これまでの反響方を具体的に決定できなかった状態におきましては、通常加 工事業者初め作ってる新燃料またこの診療を発電所に運ぶ運搬いただくとき に使うって言い方基礎技術、
1:20:39	ですけれども、どういう要求を使って反映するという想定もございました。そう いう要求を使う場合においてですね、関連の除去する必要がございましたの で、そうなりますと、燃料体をばらして堤防単位で除染をして、
1:20:54	というような作業が想定されましたので、そういった内容をこれまで日本で
1:21:00	計画書にも期待しておりました。
1:21:02	で、今回の規制と。
1:21:05	具体的な検討が進みまして、先ほど申しました。Next6P型の容器を使うという ことで、汚染の状況を管理しなくてもですね、収納して、運搬できるよう教室使 うことという方向で決定しております。
1:21:21	なので、汚染は発電所では管理水掛ける3程度の懐疑的なことを実施いたし ますけれども、それ以上のことはしないという予定でございますので、そのまま 貫通しまして、加工事業者では取り扱いということでは、
1:21:37	横断している燃料にも書いて内で作業を行うと聞いておりますので、特に除染 を行われないというふうに見えております。
1:21:47	下ページで8-2をちょっとご覧ください。これ参考でございますけれども、
1:21:55	やはり顔が今回採用というふうにMa6p型前置きを使っているような作業の全 体の簡単な流れでございます。右側が簿価作業検討結果でございますけれ ども、ばらして燃料棒除染して配置するような場合の中身でございます。
1:22:15	今、非常に簡単でございますけれども、左側の今回は左側の作業の流れで 実施するというところでございまして、その膨大での除染についての記載を削除 するところでございます。
1:22:29	No.8に関する御説明は以上でございます。
1:22:35	関西電力の西ですごく普通と規制庁のミキヤです。
1:22:41	多分きりがいいんでここで1回区切りませんか。
1:22:52	規制庁のミキヤですけれども、まず、新燃料移送容器なんですけど。
1:23:00	これは設置許可や、
1:23:03	ここ設工認で
1:23:06	認可とか許可を得ている設備ではないと。
1:23:10	いう理解ですか。
1:23:14	物語れる黒部おっしゃる通りでございます。
1:23:18	規制庁のミキヤです。そうすると、もっぱら廃止措置としても、これは廃止措置 計画上は見えてこない。
1:23:26	設備になるわけですね。
1:23:30	他電力さんもおっしゃったという。

1:23:34	従って、今後の検査などをもう
1:23:38	関西電力さんとしての検査はないんですかね、定期事業者検査があり、
1:23:47	自主的な扱いも含めてちょっと御社の中での扱いってというのがわからなかったんですけども。
1:23:55	また電力内でございます。その通り当社としての検討というのはございません。輸送物として仕立てた状態での破壊に関する後の検査もファンの三菱原子燃料さんが受験という内容でございます。
1:24:14	規制庁のミキヤです。そうするとこのようにしたい。
1:24:18	今ライセンスはずっと
1:24:23	時三菱原子燃料は維持しているからですが、関西電力としては一切
1:24:30	溢水収納するとうぐらひは関西電力が行うけれどももうその確認作業は一切しないんですか。
1:24:43	週の前にですね、何かこの容器大丈夫なの。
1:24:48	掲げる部分等ございますけど、確認される予定なのか、具体的にどういったことに対する一種のする燃料入れる前に、
1:24:58	容器、容器が大丈夫かとかですね。
1:25:07	容器の状態確認みたいな、
1:25:10	話かなと思うんですけども。
1:25:21	多分、議論と、
1:25:24	聞こえてないですか。
1:25:27	少々お待ちください。
1:25:40	管板陸のでございます。社内的な確認はございますけれども、法令に基づいて当社は全国的共有化建販実績というようなことはございません。
1:25:53	はい。
1:25:56	廃措置計画においてその他実習設備みたいな位置付けにもならないんですか。
1:26:14	その代わりにこれ、この容器自身ができるもともと当社で管理しているものではございませんで、そういったものにも当たらないということでございます。
1:26:28	施設のミキヤです。
1:26:32	排水路こういふそもその号室質問させていただいた趣旨としては廃止措置計画の概要のほうのCo-
1:26:42	9 ページ目に、
1:26:44	本文 8 号。
1:26:46	の記載を変えますと、
1:26:49	輸送容器がこれまで、これまでの記載だと一体ごとに引き抜いて女性にして収納するっていうこういう記載がなくなりますと、
1:27:00	いうことで、本文をその部分を削除するんであれば、
1:27:06	それに足りるちょっと補足説明資料なりをつけていただかないと。
1:27:11	変更内容自体が我々確認が取れないので、
1:27:16	そういう意味で具体的にどういう容器であって、
1:27:20	なぜこの記載が今まで書いていたけれども、今後、

1:27:24	不要となるのか。
1:27:27	というところが質問の根底にあるんですけども、
1:27:33	今回の回答のように、これはもう三菱原子燃料の所有であって、
1:27:40	仕様はこうですだけご説明いただいたとしてもう
1:27:46	廃止措置計画上、今までは1本、
1:27:50	ごとに除染して収納してましたっていうところの
1:27:55	なんでこのね容器だと、その必要はないのかが、
1:28:00	多分わからない。
1:28:02	はい。
1:28:04	そういったものが難しいですか。
1:28:13	制度維持施設であれば多分一発でそこら辺は、
1:28:18	設備がもつぱら廃止措置で説明いただけるのかなと思ってそうでないとなると 思う。
1:28:24	何らか補足で御説明いただけないかなと。
1:28:30	また電力ウノでございます。ちょっとですね、今おっしゃられたような場合によっ てっていうのをたくさん本当右肩9ページ目のことをどうしたらどうだっという ふうに思っていますけれども、概要ではちょっと見えていません。うんで、
1:28:50	これ、ここの8も記載されてもともと今回削除する記載の前に
1:29:00	全部は出ない文章のご質問で示す以上はこの中でもちゃんと説明を行ってい る状況考えており、教員の放射性物質が付着しているため、復旧で使用済み 燃料の洗浄観光部アパートに輸送容器の収納するという記載がございます。
1:29:16	今ご説明したような左側の流れを説明している文章が、この場合ネットに給 電見えてないんですけども、ありまして、そこは残っておりますので、今ミキ ヤか申し上げた内容っていうのは読めると思っております。
1:29:38	それでここでは基準を満足しない場合はっていうことだけに
1:29:44	限定して話をしていった、
1:29:48	この基準を満足しないような場合というのか。
1:29:53	今後使う容器においてははないという御説明ってことですか。
1:30:01	語れないですけど、基準をお弁当のまま就学する場合のペット運営について 削除しますっていうことだけが見えて、系統センターから就学する場合の
1:30:17	説明については結果なんです。ここの決文章の前に
1:30:22	記載がある状態でございますので、
1:30:27	その流れについての設定の記載がございます。
1:30:36	うん。
1:30:37	ナンバー9の三つ目のコメント回答からあるようにも関係しておりますので、ま た御説明をよろしければさしていただいているもの。
1:30:48	でもよろしいでしょうかNo.9も関係してきたんですね。
1:30:53	はい。じゃあお願いします。
1:30:56	一般安全でもヤマギシれたり、
1:31:00	それでは、コメントNo.9についてお願いします。
1:31:04	こちらにつきましては、

1:31:07	1-9-2 ページ。
1:31:10	防護論文として、
1:31:13	文教の日本法人の
1:31:16	元彦部のその運搬に使う。
1:31:20	日通の左からB層の使う工夫
1:31:23	山側盆地といい。
1:31:25	一番右側が今回の管理職というか、
1:31:28	このダブって記載してます。
1:31:31	その部分でNo.9 のコメント内容はこの真ん中の保安規定の中の
1:31:38	その中で囲った部分。
1:31:41	臨界
1:31:42	昔の措置の記載が必要かということですがけれども、
1:31:47	もともと本保安規定の事務の運搬の部分は、
1:31:53	ほんとに統合マガジンと困るんですね。
1:31:57	左下にある。
1:32:00	実は炉規則の
1:32:01	問題の運搬の部分。
1:32:04	その業務を網羅する。
1:32:06	また、一部、この保安規定をつくっております。
1:32:09	左側のその実用炉規則
1:32:13	なお書きが基準。
1:32:15	これはこの運搬の部分ですけど。
1:32:18	その分、第1号、分かれてますけれど、
1:32:23	ほかにその臨界
1:32:25	そのことが書かれていますので、
1:32:28	本真ん中の保安規定のところに、
1:32:32	民間に委託する措置を講じることというのを期待しております。
1:32:37	廃止措置計画1番目が3期計画のところですけど。
1:32:43	そこはですね、この一番よい。
1:32:46	のところに、
1:32:47	赤で囲ってますけれど、
1:32:50	その辺の計算については、
1:32:53	産経ホールディングスでピークするとともに、
1:32:56	保安規定に定めて実施するということで、
1:32:59	この保安規定と
1:33:01	この観察計画繋がっておりますので、
1:33:04	今のこの保安規定の変更計画変更ハム特に問題ないかと考えております。
1:33:12	説明は以上です。
1:33:17	関西電力様でございます補足させていただきますと今廃止措置計画というふうに聞いていただいて協議をこの赤枠の下にですね、先ほど御説明したような

1:33:29	表面汚染が付着しているため、それを変量して、それを預金収納すると。
1:33:36	というような説明があって、記載がありますので、ここで先ほどの緒方のコメントもございました。
1:33:44	内容につきましては読めるんじゃないかと考えておりますということで、
1:33:59	はい。規制庁のミキヤです。これちょっと最初の質問に戻らせていただくと。
1:34:07	一番右側ですね 9-2 ページ目の
1:34:12	前段、第 2 段落目のところで、
1:34:17	表面に、
1:34:19	放射性物質が付着しているので洗浄乾燥行った後に容器に入れますというのはこれは
1:34:27	昔も今も変わりませんと。
1:34:30	今度決しことになった。
1:34:34	表面汚染があって基準を満足しない場合は、
1:34:39	一体一体、
1:34:41	女性にしますよっていうところはなくなるわけですよ。
1:34:47	私がちょっと
1:34:50	申し上げたかったのは、これは廃止措置の本文事項を
1:34:54	何らかの変更によって変えるということだ。
1:34:59	になるので、そういう何らかの変更というのは、
1:35:05	申請書の中で読めばいいんですけども、今の段階で具体的にわからないって
1:35:12	そこを補足説どうい変更あったかということで今回の資料でこういう容器を用いて新燃料輸送しますというところまではわかったんですけども、
1:35:27	今回削除しようとするのが、
1:35:31	表面汚染があって基準を満足しないような場合については、
1:35:36	除染なくていいよ。
1:35:38	ていうような仕様の容器だ。
1:35:41	てことなんですよ。
1:35:45	どっかが出るのでございます。申し上げております。
1:35:49	それは今日の御説明資料にどっか説明がありますか。
1:35:57	この資料を
1:35:59	三菱原子燃料の
1:36:02	設計処分しよう。
1:36:06	このパネル等ございます。
1:36:09	別紙資料ナンバー1 の④のさっきの 1 ページの
1:36:14	No.9 で
1:36:19	上から 5 行目ぐらいにかね検討今回使用面で調達に貯蔵しているような感じの訪問ステーションで検討した結果、全体でも収納できる型教育
1:36:29	かけ直しを店舗隣ということになるかと思えます。
1:36:50	8-1 ページ目ですね。

1:36:55	詳細市が第 2 段落のところで、
1:37:01	汚染した燃料のOMXフロッピーを使用するっていうことで、
1:37:07	この本文がなくなる。
1:37:10	今度は
1:37:13	本定性的な御説明でしかちょっとないんですけども、
1:37:18	そこわかるように御説明いただけないでしょうか。
1:37:23	まさにこの燃料棒単位の取り扱いが不要になったっていうそのエビデンスが示されてないと思ってるんですけども。
1:37:44	一応、
1:37:45	壁ってというのは、例えば関西電力ハラですけども、
1:37:49	ちょっと今のコメントの趣旨がちょっとよくわかっていないところがありますので、ちょっと別の変な言い方しますとですね我々として別にここ残ってたとしても害はないですね、別にんと言いながらやっぱり土地計画上この自治会やらない運用会計
1:38:09	のがちょっと計画上好ましくないということで今回計算していただくということで 1 ページ。
1:38:15	このまま先ほどから議論してる通り、そのはぎとりの期限を満足しない場合は講ずるピットだけで基準満足するという結果だけ考えればこのまま残しとしても害はないんですけども、
1:38:30	そういう意味で先ほど言ったこの 8 ページで、
1:38:33	もともとはこういう当然物が入らないような容器も考えたのでこういう事態で監視してたんですけども、今回このMX6Pを使うということで、不要になったら機器多分そういうものになります、
1:38:50	この
1:38:52	静的でない説明っていうところがどこ我々がちょっと見えてないところがあります。そこちょっともしも、もう少し、
1:39:01	説明いただければと思います。
1:39:03	はい。規制庁のミキヤですけども、
1:39:07	これは多分輸送の条件で 1 表面で 2mSv、それから 1 メーター離れて
1:39:16	何マイクロだったらちょっと忘れちゃったけど、その基準を満たすために、
1:39:22	通常、
1:39:24	燃料プールに一度入れてしまったような燃料ってというのは水かけて乾かした後に、
1:39:30	ばらして、
1:39:32	一体一体女性にして、それで容器に詰め直すってそういう流れだったんですね。
1:39:39	いや、その条件ってというのはまさに輸送物としての線量報の条件を満たすためにやっていたと理解してそこは間違ってますが、そういうことです。
1:39:52	関西電力なりございます。今おっしゃられたことはちょっと違っておまして、何か線量ではなくて、表面汚染があります青線、これはつけられた地震力でございますんで線量は全くってというのは変ですが、通常の新燃料と変わらない。

1:40:10	はい。日本船舶が見つかっただけのものになっておりますので、線量と要はもう普通の診療所で期待できた状態の支援と変わらないということでございまして、補填分は表面に付着していて、
1:40:26	それを密封でき工場から持ってくるような通常の市民累積ですと、それを密封できる能力まで要求された設計ではないので、それが汚染についてもまだ考えということで汚染がついたままでも使えるポンプ性のあるものはM-VPを使う。
1:40:46	出れば、3号、
1:40:49	補正の関連取り切れなくても扱え運べるということで、この患者さんについてはなくなっているということで、
1:40:58	はい、規制庁のミキヤです。
1:41:00	わかりました。それでそういう意味で、プールに入っている間に、表面に付着したようなPRAとか、
1:41:07	コバルトなんですかね、こちら辺、
1:41:13	それを新しい要件を使うことによって、
1:41:17	水で流して乾かしてそのまま収納してもう
1:41:22	表面の汚染、
1:41:24	密度の
1:41:25	キャスクの表面は、
1:41:28	輸送条件を満足するような容器が入りました。
1:41:32	なぜ、
1:41:35	廃止措置計画の20、
1:41:40	の取り消し線のところはもう不要になりますってことなんですよ。
1:41:51	いや、そういう意味で言うと、この輸送容器を使うと。
1:41:56	こういった措置は必要ありませんっていう説明が
1:42:00	ないと思っているんですけども。
1:42:07	とかされるハラですけども、見ていくとこういう土地っていうところが、おそらく今おっしゃってるねと9-2ページの右かてるようになりますが、
1:42:19	今ここであえてここ会議というのは、本来発電所っていう使用済み燃料であれ卑近燃料であれば、集合体単位で扱うのがずっとしかないんですが、今回、それと別に日ポンプの面両方一歩ずつ抜き出して、
1:42:37	当行井戸電話しないといけないということで、
1:42:40	それがどこの臨界の防止並びにその作業の内容っていうのをぜひ作品ためにいただくというところで、あえて書いてますところになりますが、それとそういうものを燃料棒1本ずつ抜くっていう行為が
1:42:56	本来なくなったというところで、その部分を契機に、
1:43:00	そうそういう位置付けになります。
1:43:04	通常の発電所で扱っている。これまでの震源業なり費用と見ると同じ扱いなのでこれまでの保安規定の敗因仮配属計画のほうの記載で運用すると。
1:43:17	そういう考えで、
1:43:19	今回計算したということになります。

1:43:23	本規制庁のミキヤです。
1:43:27	今の説明をわかるんですけどもそれはあくまでも
1:43:33	そのまま燃料を、
1:43:40	燃料燃料集合体一体ごとに燃料棒引き抜き
1:43:46	表明を除染してこういう作業をしなくていいよう聞い
1:43:51	導入するから、
1:43:55	なんですよね。
1:44:03	今日、
1:44:04	御提示いただいた。
1:44:08	輸送の設計承認の資料で、
1:44:12	こういう作業は不要になりますよっていうご説明が読み取れないんじゃないかなあと申し上げたつもりなんですけど、どっかで
1:44:21	道がありますか。
1:44:26	関西電力でございます。直接的にそのような文教私簡単連携今PCの中ではないかもしれませんが、
1:44:40	3 ページの 7-8 ですね、でもフルパワー燃料ピットの周辺のところ、一定というのをPWRウォーキング集合体、
1:44:50	いうふうに記載がありまして 900 での課題センターの費用の燃料集合体区分と、
1:44:59	いう記載がございます。これで米国ではないかなというふうに考えた中の倍数も回数 8 回スピーカーというふうになっておりまして 14 事業型のポイントと準備とか、特に主要な
1:45:14	というような
1:45:16	使用することでございます。
1:45:19	はい、既設のミキヤです。じゃあ逆に言うとこれまで使っていた新燃料の輸送容器というのは、
1:45:25	ナカノ 8 ページ目の注 1 の記載がないがゆえに、
1:45:30	一体一体女性にして収納していたということなんですかね。
1:45:40	検討されるのでございます。表すばりではないかもしれませんが、この 91 がついておりますのはもうこれだけでございまして、その通常工場から運んでくるようにはこんな期待なくて、
1:46:00	これは聞いてないから、設計の細かい資料に基づきますと、この用途に関しましては、表面にそれぞれによる表面が汚染を含めた
1:46:13	評価というのがナカノれた設計になってございます。
1:46:16	そういったのが登場から運ぶ容器についてはなくて、人プール浅部時間ある電源系の医療さを運べる容器の設計にはなっていないというそういう違いがあります。
1:46:36	わかりました。あと規制庁のミキヤです。結局のところ 8-1 ページ目に記載いただいたような汚染した燃料でも収納できる要求を使用するから、
1:46:47	某単位の取り扱いが不要になったとこれ以上の
1:46:51	説明は、

1:46:53	難しいということなのか。
1:46:58	定性的に書くとかということだとは思ってるんですけども。
1:47:03	これをより
1:47:07	具体的に就労条件なんかは、
1:47:10	指名され、
1:47:12	でもいいかな、水示されるべきではないかなと思って今質問させていただいたんですけども。
1:47:18	特段メーカーでもそういう質試料は、
1:47:22	設計承認とかで出してないってこと。
1:47:27	関西電力でございますが、今おっしゃられたのはこの周無痛攻めクルーB型に収納する燃料のこの法定の使用とか、そういったお話でございますですねそこら辺の会議の範囲内であれば手動でいきますとかですね。
1:47:44	その内容はパターンについては申請されているような解析条件の中にすべて含まれています。
1:47:53	それぞれがあればある程度説明できていると思ってるんですけども、その議論の内容をこうすればいいということに日本語の取り扱い女性が不要になったってことは、その水位容器の仕様がそういうふうだからっていうふうに繋がっていけば、
1:48:12	それは説明になってるかなと思ってるんですけども。
1:48:15	承知いたしました。ちょっと次回のTCできるようにその部分、防滴いたします。
1:48:24	はい、わかりました。お願いします。
1:48:28	あとついでになんですけど、8-1 ページ目のところで、なお書きのところがちょっとよくわかんなかったんですけども。
1:48:36	押せ結局のところ加工事業者これ質問がそもそもどっちで、
1:48:41	助成するのって話なんですけども。
1:48:44	加工事業者で汚染し線量も解体可能なアイデアにて作業を行うって書いてあんですけども、加工業者で除染なんかしないでそのまま解体しちゃうんだよってそういう説明だと理解していいですか、なお書きのところですね。
1:49:01	語れることでございます。おっしゃる通りなのか、ここに書いてございせんが、大まかに拠点分けずにそのまま解体してナカノウランとかを取り出して滞留するという事です。
1:49:14	わかりました。
1:49:38	規制庁ツカベすみませんと聞き逃してしまったかもしれませんけども、
1:49:43	ここ現象についても説明いただいたんですけど。
1:49:48	要件指針は、
1:49:50	1 回、
1:49:52	準備されるつもりでよろしいでしょうか。
1:49:58	何かの語れる鶴見岳なりますが、容器の期日でということでもよろしいんでしょうか。
1:50:05	はい。

1:50:05	今苦境任期使って運搬する予定で考えております。
1:50:14	規制庁ツカベですとか報告した上で、
1:50:20	シュッピンにある診療全部ハラいらっしやられるということで理解しました。はい。こっちから以上です。
1:50:40	規制庁フジカワですとか何かありますか。
1:50:48	規制庁のトガサキですけど。
1:50:52	先ほどの
1:50:59	2号の条文があったページ9-2のところなんですけど。
1:51:04	9の
1:51:06	今一番右側の
1:51:10	はい措置計画の書きぶりのところで、
1:51:13	3パネラーのところで、
1:51:17	燃料の表面に放射性物質が付着しているため、期中で燃料集合体の散水除染活動を行った後に輸送容器に収納するって書いてあるんですけど。
1:51:30	で、この散水洗浄乾燥の位置付けのなんですけど、これは
1:51:37	これがなくても、その輸送容器の方は収納できるような条件になってるのか、それとも
1:51:50	先ほどの椎野海峡だと思うんですけど。
1:51:56	町の斎藤の
1:52:00	8-1 ページですね
1:52:02	回答の123、
1:52:06	4-4/波のところで、
1:52:10	燃料棒単位での助成を不要なんですけど、その集合体としての女性はやりまして書いてあるんですけど、その輸送容器のほうの、先ほどの7-8の注1の
1:52:25	プールに保管されて民終了後の燃料集合体含むっていうのは、これはだからもう本当に何もフルに使った状態で放射性物質が付着したとしても、そのままウノ収納できるものなのか。
1:52:41	それとも厨房単位では行政指導してから収納しなければいけないのか、それはどっちなのかっていうのをちょっと教えてもらいたいんですけど。
1:52:54	そのカンパニーにこのウノでございませう検討。
1:52:58	水かけのこと除染をしなくてもそのままでも使用できるはずの資料で設計されたと思いますが、念のため確認して懇今日いただいたコメントのところでわかるようにしたいと思います。
1:53:13	規制庁のトガサキ社の特に中から
1:53:17	今の廃止措置の
1:53:20	規程にある散水洗浄管そうですねの位置付けが自主的なものなのか、それとも、必ず指標なものなのかですね、それをちょっと確認したかったので、先ほどの
1:53:35	輸送容器の仕様のもうちょっと後で教えてもらいたいと思います。
1:53:42	外部流れます承知いたしました。

1:53:53	規制庁フジカワです。ここは何かありますでしょうか。
1:54:13	規制庁フジカワですではなさそうですのでコメント 10 番以降の説明をお願いします。
1:54:24	はい。
1:54:25	関西電力ナカガワです。
1:54:28	それではですねコメント 10 番以降はダントー考査の不動産のポツ資料を説明した後にですねフレキをさせていただきたいと思います。
1:54:39	それでは
1:54:44	資料に基づきまして断続誤差の当社の調査の説明をさせていただきます。
1:54:51	めくっていただきまして、1 ページはじめにということで、本資料では添付書類 5 のほうを記載いたしました第 I 段階に実施しました残存法の結果、
1:55:03	すいません、申し訳ございません説明の前に
1:55:11	説明の前にですね、
1:55:14	資料 2 号機がございまして、具体的にそれははい。
1:55:19	英語がございまして、スプレイの説明をさせていただきたいと思います。
1:55:24	申し訳ございません。1 ページ目の資料 1 ページ目の第 1 表の上から 3 行目、右から 2 列目にですね、TED 配分 99 ございますけれども、これが誤記でして、実際には TC ですので、TCiPhone99。
1:55:43	いうことになります。申し訳ございません。訂正をさせていただいてないと思います。
1:55:49	合わせまして、同じ表がですね、申請書の新旧比較表の 1 号炉 2 号炉ともに添付書類 5 の 5-12 ページの第 3 表にございまして、同じく誤記がございまして。
1:56:06	申し訳ございませんでした。それにつきましては補正申請をさせていただきたいと思います。
1:56:12	申し訳ございません。それでは資料の説明をさせていただきます、
1:56:19	一番初めに、団子様の調査の内容について説明をさせていただきます。
1:56:25	だんだん補助調査に 2 ポツですけども、何か公聴会につきましては、解体対象の放射能レベルを強化しまして、放射能分布、それから、放射能レベル毎の当社のレベル区分別の放射性固体廃棄物の発生量を評価するものでございます。
1:56:45	評価対象核種につきましては、発電用原子炉を
1:56:50	はい。土地工事環境影響評価技術調査というのを添付の廃止措置工事環境影響評価ハンドブック、これに基づきまして第 2 表に記載のございます 55 核種として
1:57:05	解体対象の最後のレベルにつきましては、放射化汚染と二次的な汚染と区別区分いたしまして、第二段階の開始時点であります 2020 年史 7 月 1 日時点の放射能で評価をしてございます。
1:57:22	3 ページ目、
1:57:26	評価始末二つのうち、放射化汚染の評価につきまして御説明をさせていただきます。

1:57:32	こう評価につきましては、或いはそこに記載のあります第1図をご覧くださいませうでしょうか。これで説明をさせていただきたいと思えます。
1:57:42	まず上の部分ですけれども、中性子束の計算をいたします。
1:57:48	中性子脆化計算につきましては、実際の対象、評価対象のですね、形状を問う。
1:57:55	経常モデルという形でモデル化を出版して計算をいたします。
1:58:01	その次、運転実績による後ろ区分ということで、実際に運転者サイクルの燃焼度で相対燃焼度分布というものを採用して、それを反映した上で計算を行うということにしております。
1:58:19	それを二次元輸送計算コードという計算コードで採用してちゅう接続のを出していくというもので、
1:58:28	ございます。
1:58:30	その下、放射能濃度分布の計算ですけれども、その中性束分布を、
1:58:37	採用して、
1:58:41	うん。
1:58:45	まずは放射化されます。経済構成材料の現像につきまして代表サンプルによる減想定見直しをして、現想定をそこでだけをタンクによるもので
1:59:03	見直しを行います。
1:59:05	それから運転実績による照射冷却条件ですけれども、これにつきましては、運転した
1:59:14	運転実績を踏まえた照射期間を定検中を除きまして、実際に運転が停止した時まで連続で照射をしたということで保守的に評価をして
1:59:31	照射時間照射を行い、そのあと、2020年4月1日まで冷却期間っていう形をとりまして計算をしております。
1:59:41	計算につきましては、放射性核種修正公開計算コードをORIGEN2.9Eを採用して、放射能の計算を行っております。
1:59:58	ティファニー、
2:00:01	計算に採用しました。
2:00:04	最初ですね、中性子束分布の計算で採用しました結果形状のモデル化の図を5ページ第2図につけております。
2:00:16	上にございますのが、
2:00:19	事故方向のモデル化でして、漏斗量上は歌領域上部プレナム領域燃料領域下部プレナム領域下部鏡領域ということで、こういった形で円筒を円筒形状に分けて、モデル化をしている。
2:00:37	またここですね燃料領域に関しましては、燃料集合体等、それから冷却材水が複雑に計上複雑に生きてる部分でして、複雑形状の亀裂ので。
2:00:54	これについては構造材等を冷却材の体積表を採用して、密度と組成を使った計算モデルでこれを計算に入れております。
2:01:09	それから燃料のあります燃料領域燃料有効高さの範囲におきましては、

2:01:16	炉心の支持構造物の周方向の形状が違いますので、それにつきましては、と水平方向、Oの債務を考慮いたしまして三次元的な強化を行って性評価をして、
2:01:34	いうものです。
2:01:49	本社の分布のお子さんの報道の分布の計算結果につきましてははとろページをご覧ください。
2:02:01	すいません。
2:02:04	このさっきでしたら、もう即座に 8 ページ
2:02:08	はい。
2:02:11	パセリ代表資料代表しろも最終分析について説明をさせていただきます。
2:02:18	評価範囲のですね、原子炉
2:02:22	原子炉容器それから支持構造物その他原子炉格納容器内の設備等から代表サンプルを最終いたしまして、放射能とそれから系統構成の分析を行っております。
2:02:36	1号炉につきましては原子炉格納容器の部分につきましては、資料を 2 億円については 12 試料のサンプルを最小しております。
2:02:46	その他原子炉格納容器の設備の試料採取につきましては、それ意味ぐ等の影響を確認するために、二つ形状の部分でありますとか建家コンクリート等から資料を対象しております。
2:03:01	資料採取箇所 2 につきましては下に記載をしております。
2:03:06	うん。
2:03:10	20 ページに、原子炉が
2:03:14	の代表をサンプル箇所について記載をしております。
2:03:19	格納容器内のサンプル箇所につきましては後程コメント等ございますのでご説明をもうちょっとさせていただきたいと思っております。
2:03:28	11 ページ放射化汚染の評価ですけれども、
2:03:35	今回の放射線の濃度分布の計算で用いました計算した放射能濃度とそれから代表試料の採取分析で分析しました。保証濃度これを比較することによりまして妥当性を確認しております。
2:03:51	確認方法としまして主要な核種でありますコバルト 60 で比較したものを表 5 に記載をしております。
2:04:00	格納容器及び炉心し、炉心支持構造物とも高いところにおきましては、分析結果概ね 10 番以内ということで推移しております、その他格納容器い設備等の
2:04:16	各におきましては、結果が二倍から受数十倍と高い水もございましてけれども、いずれも計算結果のほうが保守側の結果となっております、結果が妥当と判断しております。
2:04:31	なおですねこのた格納容器のコンクリートの一部につきましてコバルトの分析結果が必須かけた結果、

2:04:40	分析結果の分析結果に対して、計算結果下回ってるところがございますけれども、放射能濃度が極めて低く評価に使えます周辺公衆の線量評価でありま すとか、来ない廃棄物の発生をひそかに盛況ほとんどないと。
2:04:56	いうことで作って内ということ計算結果を対応しております。
2:05:06	放射化もしくは評価のほうは以上になります。
2:05:12	続きまして二次的な汚染の評価、18 ページ。
2:05:17	について説明を待っていただきたいと思えます。
2:05:20	これにつきましても、第 4 図に技術的な汚染の評価方法ということでまとめて おりますのでそちらを
2:05:27	をご覧ください。
2:05:31	二次的な汚染の評価につきましても、こちら図、第 4 図の右側、
2:05:39	各種測定機器法を用いて評価する核種、これが評価対象核種のトリチウムを 除く残りの
2:05:50	各種 54 核種Aになります。これにつきましてはコバルト 60、
2:05:58	もう一つ核種組成比によって、評価をしております。
2:06:04	右側ですけども、トリチウムとそれから、今の核種組成機で評価したものナカノ CL36、これにつきましては、平均
2:06:16	こちらの濃度法という方法で評価をしております。
2:06:21	これを用いて、全 55 核種の評価を行っております。
2:06:37	核種組成法による評価の方法ですけども、
2:06:42	まず放射線量の測定を主に 1 次系冷却材の流れる流路となります系統 からそれぞれ最終保安を行っております。
2:06:54	測定結果から、コバルト 60、測定結果をですね。
2:07:03	ほかのと 60 の表面汚染密度、
2:07:12	測定結果から、測定結果があつてコバルト 60 によるものとしてコバ ルト 60 の汚染密度を評価いたします。
2:07:25	62 回の確保につきましては、成層コバルト 60 の
2:07:34	各種デミズをもちまして経営評価をしております。
2:07:40	二次的な汚染につきましては運転中に発生する学校大廃棄物付託した二次 的な汚染と中途低比が同等であるとして、低レベル放射性廃棄物の充填固化 体に用いておりますBWR共通の競輪ファクターを用いた核種組成比法。
2:08:00	によってコバルト 60 以外の
2:08:04	表面汚染密度を評価いたします。
2:08:11	なおですね、運転中の充填固化体におけます、確性核分裂生成。
2:08:19	核種につきましては、接種見つかん 7 を基準核種として評価しているんですけ れども、過去の調査から得コバルト 60 とセシウム 137 につきましては相関性 があると判断し、今回につきましてはコバルト 60 条基準核種として、
2:08:35	各レセプトについても評価をしております。
2:08:41	3 評価結果ですけども、日各核種の表面汚染密度にそれぞれ機器配管等 の内表面面積を乗じまして、推定放射能大手を出しております。
2:08:57	平均放射能の方に

2:09:01	におきましては、
2:09:05	平均放射能濃度等を行う等、
2:09:10	綴りトリチウムとOCN36につきまして平均放射能濃度法を用いて評価をしております。
2:09:20	以上方法、各方向で求めました。
2:09:27	こちらの濃度につきまして第9表に記載をしております。
2:09:37	続きまして、24ページ。
2:09:41	浅部及び放射性固体廃棄物の推定発生量につきましては、この結果を用いまして、
2:09:50	全部でにつきましては第5図、それからそういった発生につきましては第10表に
2:09:57	結果を多めに示しております。
2:10:02	なお応募者のレベル区分判定に用いました基準については、表11件に初回申請
2:10:11	意図を今回の申請の基準の違いを記載をしております。
2:10:18	今回具体的な処分場が未定であるということを踏まえまして、法令に定めます濃度をレベル区分の基準としてです。
2:10:29	以上で説明を終わらせていただきます。
2:10:36	続きコメントにつきまして、回答をさせていただきます。
2:10:52	コメント10
2:11:04	資料4-15-1ページをご覧ください。
2:11:09	だんだん放射能調査及び被ばく評価における会長対象革新的ってことで団子様部長た添付書類5及びそのを平常時被ばく評価添付書類3項及び事故時被ばく評価添付4におけます。
2:11:26	評価対象核種につきましては、先ほど申しました。ハンドブックにハンドブックで選定されてます55核種としております。
2:11:39	そう電中研ハンドブックではですね敗訴知事の安全性の評価として考慮すべき以下の事故を踏まえまして、5年から300年の範囲で存在割合が0.1%以上となる核種等から55各省評価しております。
2:11:59	安全の評価として考慮すべき事項ですけれども、廃止措置工事の際に放出される放射性物を反映する。
2:12:07	はい当時工事開始までの減衰期間を行う廃措置時に想定される環境移行経路を北廃棄物液体廃棄物、これに対する寄与が大きな各所等です。
2:12:19	いうことになっております。
2:12:25	続きましてコメント11、
2:12:40	普段とこちらの調査の調査範囲等を解体対象施設についてということで、残存放射能調査では放射化汚染と二次的汚染がございます。これにつきまして、
2:12:57	下の行、図に示しております。放射化汚染調査範囲につきましては、緑色でこう囲ってあるところ。
2:13:08	それから、二次的な汚染調査範囲につきましては、黄色で塗ってあるところをこちらが対象範囲ということなんです。

2:13:19	それから、
2:13:20	次のページへ行きまして、
2:13:25	これ、
2:13:27	それは、
2:13:28	はい。
2:13:30	経常被ばく事故時被ばくで配管想定した解体解消について説明をさせていただきます。
2:13:38	四角で囲んであるところ、第二段階につきましては、原子炉周辺設備すべてを対象としております。ただし、
2:13:50	建屋内の埋設配管、それから原子炉格納容器内のコンクリートこれを除く部分につきまして、すべて解消ということで評価をしております。
2:14:03	第3段階につきましては、
2:14:06	原子炉領域、それから原子炉周辺設備、別の管理区域にありますすべてのものを対象として評価をしております。
2:14:17	建家内ですねその埋設配管、それがコンクリート除く周辺設備の解体につきましては、発生する気体液体廃棄物、これら案第二段階棟第3段階両方に
2:14:32	両方に発生するとして強化をしております。
2:14:38	なおですね、交通機関につきましてはない段階で朝長とともに外筒1年で行うというふうに行い、それで発生した大阪から来物が年間を通じて1年で放置されるというような保守的な評価にさせていただきます。
2:14:59	続きましてコメントを10。
2:15:02	12の回答でございます。
2:15:05	こちらは先ほど暖房もちろん調査の原子炉容器外のサンプル採取箇所について、
2:15:13	こちらに記載をしております。
2:15:16	それぞれですね、名前等、それからこの期間に採取したカーブを期待をしております、参集場所につきましては、イメージ図という形ですべては記載をしておりますけれども、
2:15:31	真ん中の原子炉格納容器の図のどこから、そういったものかということがわかるような理由で示させていただいております。
2:15:44	続きまして、個目と13もう本部席、
2:15:51	コメント13につきましては別途資料を出しておりますが、別途説明をさせていただくということで、
2:15:59	関西電力ハラですけれどもちょっと1点だけ補足一番最後のコメント回答No.12の図をご覧いただきたいんですけれども、このコメントセット受けたときにですね、出戸中本。
2:16:14	先ほどの
2:16:18	説明しながら説明しました。この弁分ごろ一任という段ボールのちょうどの資料の16ページ。
2:16:27	書いてある。
2:16:31	分析結果時計計算の結果の比較というところで、

2:16:36	16 ページに行きは右C場合ってところが 0.4 と、いわゆる
2:16:44	分析値のほうが高くなっているところ。
2:16:48	についてちょっと説明では、もともと線量が低くて場所も前が低いところがこれが 1 がわかりにくいというところで、出戸竹尾の
2:17:00	コメント回答 12 という資料を見ていただきたいんですけども、これ具体的にどこの場所かといいますと、
2:17:08	それとこの右
2:17:10	この部分の右にあるCはVエレベーターとマイナス 2.15m、
2:17:15	ここの右下と赤で囲ってる停電量区域
2:17:20	ここにあるコンクリートのものをぜひしていたの
2:17:25	地下でもありますし、
2:17:28	また遮へいも途中が合ってるのも本当戦略 1 原子炉から離れて天竜低いというところの場所を示したものがこれな。
2:17:37	はい、すいませんほどポイントです。
2:17:48	規制庁の藤川です。説明ありがとうございます。では質疑に範囲をしていただきます。
2:18:03	すいません規制庁の藤川です。ちょっと確認なんですけどもコメント回答No.12 の
2:18:10	図のところなので。
2:18:13	各フロア採取数のところELマイナス 6.15—金属がゼロになってるんですけどこれは、
2:18:22	なんですかね、該当するものがないとかそういうことなんでしょうか。
2:18:28	関西電力ナカガワです。その通りですとのフロアでは、金属の最初はしてないということです。
2:18:38	規制庁フジカワですはい表了解しました。
2:18:50	すみません、コメント回答No.11 のところなんですけども。
2:18:56	放出期間について発生する放射性気体廃棄物Ⅱは、
2:19:02	1 年間ってということなんですけども液体廃棄物についても同じような考え方になるのでしょうか。
2:19:15	／プレゼンカは出るけれどもすみません機会も、議会も同じでございます。そんなことは、
2:19:23	規制庁控える変化です。はい、承知は同じってことです、やはりツカベ承知しました。
2:19:50	規制庁のフジカワで性コメント回答No.11 の図でちょっと確認なんですけども。
2:19:58	放射化汚染調査反映緑の、
2:20:03	国庫われるところなんですけどもこれは蒸気発生器から
2:20:10	見て 20 件とあれですかね。
2:20:14	僕の格納容器内だけでも特に
2:20:18	そこは調査範囲ではないので色づけされてないっていう理解でいいでしょうか。

2:20:25	関西電力の布田ですけれども、その通りできて、ここの部分については格納容器の中でも、もういろんな障害物なりがあっても中絶がほとんど低いところでございます。ここは調達管理含めていないということです。
2:20:42	規制庁の藤川です。はい、承知しました。
2:20:46	ちなみに具合外部遮へいしゃタービン建屋、
2:20:52	の中にも一部外部遮へい図って調査しているところがあるのはこれは、
2:20:59	あれですかね、漏れたりしてずっとタービン建屋の方に来てないかっていう確認する意味で緑のこの調査範囲が一部、
2:21:07	入ってきている。
2:21:08	という理解でいいでしょうか。
2:21:10	関西電力ハラですけれども、不安と図面上たびたび入っているように見えますけど、簡単には格納施設原子炉格納容器の周りの外部遮へいのコンクリートってところのサービス建屋の中入っているものではございません。
2:21:24	各伸びる周りのコンクリートを示している。
2:21:27	整備する。
2:21:30	承知しました。ありがとうございます。
2:21:48	規制庁のミキヤです。
2:21:51	別途ちょっとざくつとした質問で恐縮なんですけれども、残存放射能の評価の際に、先行フォローも見ながら調査されているかと思うんですけれども、
2:22:05	嘉門か何かこの基本的に同じと考えてよろしいんでしょうか。
2:22:13	細かなところは多分いろいろと違いが出てくると思うんですけれども、今後関西電力の荒ですけれども、実際
2:22:22	これだとする浜岡さんもそうなんです。ちょっとあの
2:22:25	PWRとBWRの違いもありました4で、さらに浜岡玉田第二段階でも調査されていると認識しております。
2:22:35	あんまり
2:22:37	これ今、すみません電力内だけで、あんまりすべての情報開示も来てないところもありましてですね、全くと浜岡3ポイントかと言われると、そうではありませんけれども、基本的な超過っていうのはそんなに変わるものではなくてがんの二次的な汚染と放射化分けて、
2:22:56	担当時サンプリング組み合わせるというところは、
2:23:00	ほとんど一緒だと考えてますけども、具体的に浜岡を
2:23:04	投下してやったっていうものを
2:23:08	では、
2:23:09	ないかもしれない。あんまりそこまで厳密に参考にされてないんですねえ。
2:23:17	この今回の55ヶ所55核種を浜岡は62だったりですね、多分、
2:23:25	参考として、
2:23:28	引用していくところの
2:23:30	あれが電中研電中研の結果、
2:23:35	電中研の判読ですね、ここは連携といいですね、多分、

2:23:43	おそらく五十五、六十に繋がったとこの 60 に評価結果でないところがありますけれども、55 号 62 号も基本的には影響は各社すべて 55、40 分ごろでと 考えておりました、もうこれ以上増えても、
2:23:58	結果的にはもう影響ないところの核種だと。
2:24:07	とりあえずわかりました。はい。
2:24:43	規制庁フジカワです。伊藤Web参加の方からも質問がある場合的お願いします。
2:24:52	はい。規制庁ツカベですけれども、
2:24:55	コメント 11 の
2:24:59	次がついてる。
2:25:01	資金を
2:25:04	次にポンプで御説明いただくのは結構なんですけど最終的には補足説明資料 に出ていただきたいなと思ってまして。
2:25:14	コメント 11 の
2:25:16	調査範囲と解体対象施設の図面でありますとか、
2:25:21	とコメント 12 のサンプリング箇所。
2:25:24	図面については、資料を
2:25:27	このうちでしたっけ、の方にも追記いただければ
2:25:32	思います。よろしいですか多弁カハラですけども承知しました。
2:25:37	はい。やっとな資料 5-1 のところで、前回も少しお願いしたかと思うんですけ ども、使用済み燃料ピットの
2:25:48	もう分社化視点のところ、
2:25:51	4 ページ目のところで、
2:25:54	文章では説明をされているんですけど、文章だけでは、
2:26:00	何を導入。
2:26:02	ジオメトリとか配置減。
2:26:05	水源底盤部分モデルと書いてあるんですけど。
2:26:09	ここに動き方をした評価をしているのか。
2:26:13	わからないので、
2:26:15	守ってずっとつけていただければと思います。
2:26:20	関西電力ハラですけれども、申し訳ございません。はい追加します。
2:26:26	あともう 1 点同じ 5-1 の
2:26:29	表。
2:26:31	第 9 表を使って最終的な
2:26:34	この設計放射能の量があるかと思うんですが、
2:26:39	イメージかっていないんですけど、これは
2:26:43	一律に
2:26:45	汚染が、
2:26:46	施設内にあったとして、トータルが、
2:26:51	この数字になるという意味だと思うんですけど。

2:26:54	もう
2:26:55	局在しているようなものを
2:26:59	どうやって全体の数字にしてるかっていうのはちょっとイメージだけでも教えていただければと思います。カバーできる部分はですけども、
2:27:09	その部分を 25 ページに大手の分布図が全体的に載ってますけれども、こういう形で出てくるすべての機器についてのローダ受けまして、それぞれに重要なりえ等について、営業店出たら表面分けマイクロ確定ですね。
2:27:29	要はすべての設備ごとのそれと放射能をすべて足し合わせたということでトリップではなくてですね、すべて個別に計算した後、総合技術というものになる。
2:27:43	ちょっとこれは確認試験方法の詳細な評価がこの裏にあってそれが、
2:27:47	をされたものだということを理解しましてその場合に
2:27:52	汚染の国庫創生というものは、
2:27:57	各箇所違ってくるんでしょうかそれともそのスペースは、その前に御説明なつた。
2:28:03	決められたつす組成を突き詰めて使っているということなんでしょうか、どちらなんでしょうか。
2:28:11	これについて機能別に引っ張りではできません。
2:28:16	2、先ほど説明した氷へと僕はコバルトという物を定義なりを使ってますので、その整理に関して二次的の点に関しては、結構一緒になりますので放射化補填につきましては、別途形態で求めていますんで。
2:28:33	来 5 を拠点日即ドーム部なりかフェーズで扉の固定によって変わってくるんで。
2:28:41	ことになります。
2:28:44	はい、わかりました。あともう 1 点先ほどのコメント 11 の
2:28:51	図面マスター
2:28:53	調査範囲も、
2:28:55	続いて、一つ
2:28:58	配水系。
2:29:01	ラド系の海水とか、
2:29:04	レベル低いんだと思うんですけど、そういうところっていうのは、
2:29:10	その対象には繋がらないんです。
2:29:14	関西電力ハラですけど、今まで懇系で示し切れてませんけども、ラド系も 5000 対象サイト調査範囲に入っております。
2:29:25	はい、わかりましたってだともう事故等はないので、
2:29:32	ところは、説明とかも含めて、今回の調査をされていませんということでよろしいですか。関西電力ハラですけども、それと、その通りできているもっと増え計画に言いますと、その建屋内これまで過去立体漏えいがないかというのはこういうことではなくて聞いたな漏えいとかは、また起こっているところも、
2:29:52	あるんですけども、附属の助成なりしてですね、

2:29:57	例えば例としたらもう終わりか悪いかもしれないけど、敦賀1号だけ炉外ああいうものは一切ありません。とびあ中野で止まっているような壁床とか2億円とかはこれまで過去何回かあったと思うんですけど。
2:30:14	実際にはこの全市てますし、
2:30:18	実際評価上とかで効いてくるものではないという観点でまたその助成もできて、取れるもんだと思ってます課長ということで、今回の相手とのすべての壁とか床とか評価しても、
2:30:31	正直意味がないと考えております程度について調査をしてないということになります。
2:30:39	規制庁関西わかりました。
2:30:47	低調のトガサキです
2:30:50	コメント回答の10、11No.11なんですけど。
2:30:55	これで大体イメージは放射化汚染と二次的な汚染の範囲なこれわかるんですけど、髓核ともう一つ、もう一つちょっとお願いしてたのが、ナンバー13のほうをご覧いただきたいんですけど、ここで
2:31:15	現在の原子炉周辺設備っていうのと、原子炉領域っていうのとあと、建屋等っていうのがあるんですけど、その下のほうには細かくそれぞれの設備はあのが書かれていると思うんですけど。
2:31:34	No.11のほうでも、そこら辺がちょっと具体的にどれがあの周辺設備でどれが炉心領域で距離が建屋等かちゅうのがわかるようにしてもらいたいと思うんですけど。
2:31:51	で、ナンバー131のほうを見ると、
2:31:56	原子炉料理領域位置の原子炉容器の中のものっていうふうに
2:32:03	考えて良いのかっていうのとあと建家等っていうのは、
2:32:08	緑色がついてない。
2:32:12	原子炉格納容器と原子炉補助建屋、
2:32:17	というふうに考えていいのかっていうのをちょっと教えてもらいたいんですけど。
2:32:25	関西電力ハラですけれども、
2:32:28	まず
2:32:30	実際にまたNo.11の図面に出ているしまずけれども、答弁起動領域というのはもうコメント11の図で言いますと、この原子炉容器このエリア原子炉容器だけになってますので、
2:32:46	実際には原子炉領域っていう意味では原子炉容器とその周りに一時遮へいてちょっと分厚いコンクリート遮へいがあるんですけど、この1分も含めて、原子炉領域とかという呼び方に来てますんで。
2:33:00	鉄塔周辺設備というような
2:33:03	この10ポイント11の図で言いますと、そこを除いた、
2:33:08	原子炉格納容器と原子炉補助建屋内の設備すべてお示します。
2:33:15	建家ポートっていうのは、
2:33:20	原子炉格納容器と原子炉補助建屋、

2:33:23	その後、壁の設置等、
2:33:26	緑で塗っているところと補助建屋が載ってない所食いますけれども、この部分について、
2:33:35	代表としてます。
2:33:38	またコメント 11 の図のほうで、そこをシミズようにいたします。
2:33:43	規制庁のトガサキ図わかりました。収支は第二段階と第 3 第 4 段階で解体する範囲気分をちょっとわかるようにしたいと思ってまして。
2:33:59	それはこちらの 11 ページのほうでも、それも示してもらえればと思います。以上です。
2:34:07	関西電力ハラですけれども承知しましたので、
2:34:29	あと規制庁のトガサキです。あと前回確認をしていたんですけど、あくまでも今回の
2:34:39	廃止措置の保安規定の差だと思うんですけど、の申請の範囲っていうのは、その第二段階、
2:34:48	向こうから今回の長残放射能調査は、炉心領域とかっていうのもみんな入ってると思うんですけど、解体とかの作業については、第二段階の部分だけを対象にして、
2:35:05	第 3 段階第 4 回段階以降については別途
2:35:12	その変更申請をされるっていうふうに考えてよろしいんですか。
2:35:18	関西電力ハラですけれども、そこはですね、今回の残放射能調査結果ではこの減少量いく含めた調査を行いましたので、今回の申請を我々の認識としては、第 2 第 3 第 4 まで
2:35:34	最後までとどういう形で申請させていただいてます働きですね今配達景觀書いてる内容を超えるような作業部会これものが出来れば、当然その都度変更認可申請をさせていただきますけれども、形上は今第 2 第 3 台以上すべて含んだ形で、
2:35:54	の申請というものになります。
2:36:01	規制庁の止トガサキですと
2:36:04	その残放射能の状況調査としては第 4 段階までは入ってるっていうのはわかるんですけど、実は言いながら壊し方とかは確かほぼ保安規定の廃止措置のほうの変更申請の中で、
2:36:22	その期中とか水中で高圧っていうのを一部変更して遠隔操作でやるとかっていう変更もあると思うんですけど、数そういうのはもう第 3 段階第 4 段階も含めて、含めても、
2:36:38	そういう壊し方がちゃんと決まってるのであれば、その審査の対象になると思うんですけど、あくまでも廃止措置のやり方について、二段階でやるものしかまだ決まってないのであれば、
2:36:56	3 段階とか 4 段階目ってのは別途審査することになると思うんですけど。
2:37:04	その調査の範囲の話と、あと実際あの φ 通知具体的にどういうことをやるのかっていう対象範囲っていうのは必ず四、五日がないと思うんですけど、それについてはどういうふうに考えですか。

2:37:20	関西電力の秦ですけれども、今後、第2弾第4Qの我々の段に管理というか、その我々の区切りとして、ある作業周辺説明終わってる現象領域、
2:37:35	行くというところでしてこの配付措置計画の認可範囲という意味といたしますかね。
2:37:44	第3段階になったところで図面等の具体的な工法をどこまでも審査されるのか、ちょっと見えてないところはあるんですが、
2:37:55	文字たものの全量とかもわかってますし、その工法としてもその具体的なこの手順細かく別途ヒアリングで作りつつあると困りますけれども、この
2:38:05	工事の工法につきまして、これまでの
2:38:10	工事計画普通の作業等、
2:38:13	大きく変わるものではないですし、特定等の廃止措置計画でこの審査いただくような内容ではないと考えているんですけれどもそこも細かな
2:38:25	原子炉容器なりの解体工法についても審査対象になるという、そういう趣旨ですか。
2:38:33	それはちょっと横断面で規制庁のトガサキですけど、今回第二段階の変更でもその第一段階の
2:38:45	そういう系統除染等の経験とかを特に次の経営の解体とかの状況も踏まえて、変更されてるところとか、あと、先ほど申したように、もともと
2:39:00	気中と水中でやるっていうのが書かれてるのが今回の遠隔操作でやる、やるっていうのが加わっていると思うんですけど、そういった段階応じて詳細なやり方までは確認しないと思うんですけど。
2:39:16	大まかなその解体方法っていうのがどう見直しされる可能性があると思うんですけど、そういうときには、どういうふうに解体するかとかがあっていうのを見せていただくと思うんですけど。
2:39:34	そういう
2:39:36	多分、事業者さんとしてもそういう解体の方法について、どの程度会計どの程度見直してっていうのがあると思うんですけど、そこら辺についてはどういうふうにお考えなんですか。
2:39:49	関西電力のハラですけれども、どうそういう意味でいくと例えば今法務部門に関わっていただいているところレートの大胆段階の原子炉領域の解体撤去のところ、
2:40:01	高線量物を扱うためにですねその水中切断するなり、遠隔操作装置を用いるというところ、あと
2:40:11	後ろの上、第5-3票とかですね
2:40:17	どういう安全管理上の措置を行いながら取り組む工事をやるかというところは大胆段階第4段階ですね第二段階と同レベルで書かせていただいていると我々の管理としてはこのような措置を行いながらやると。
2:40:33	いうところを決めさせていただいております 0
2:40:36	もう
2:40:37	これ以上の第二段階でどう、どうやってやるかっていうところ。
2:40:46	実際問題、

2:40:48	計画としてはこれで我々としてはできるというふうに考えております。
2:40:55	期生規制庁の透析層の
2:40:58	新事業者さんとしての考えとしてはわかったんですけど、今回の申請の範囲、申請の中で、どこまでその我々確認するのかというのがあると思いますので、
2:41:12	今回ながら変更されている部分で第3段階とか第4段階の解体のやり方についても含まれてるっていうのであれば、
2:41:22	それが審査の対象になると思いますし、それについては、またその詳細に
2:41:29	だ今回あくまでも第二段階の範囲で、第3段階第4段階についてはまた決まったときに変更申請をされるというのであれば、その時に見ればいい話だと思うんですけど。
2:41:42	それについては今の事業者間との考えとしては、
2:41:47	前者のほうでチタン段階4段階も含めて、
2:41:51	申請されているっていうふうに考えてよろしいですか。
2:41:54	関西電力ハラですけれども、現状はこのつもりは申請いたしておりますので、或いはトガサキと言われた通りですけれども、まだ胃癌段階の中で特に具体的にこういうところが決まったら変更申請が必要という指示いただければそこは全然対応させていただきます。そこはちょっと都度、
2:42:14	相談しながらやっていただければと考えております。
2:42:19	机上のトガサキです申請の考え方についてはわかりましたのでただそのどこまで我々見るのかっていうのがこれからあると思いますので、それについてはまたそのときに、
2:42:35	話をさせていただきたいと思います。
2:42:39	関西電力ハラですけれども、承知しましたので、
2:43:12	規制庁の藤川です。ホッカンに
2:43:16	なければ、
2:43:20	15年と12万円は終了かと思うんですが、何かありますでしょうか。
2:43:38	規制庁の藤川です。
2:43:41	ここまでの質のは以上なので、最後のコメント回答13ですかね。お願いします。
2:43:51	関西電力ハラですけれども
2:43:54	本日10監視しても、させていただいてもいいんですけど、コメント一、二で前回とのトガサキ考えるいわゆるその第一段階の経験を踏まえて、どういう所反映したんやとコメント1になるのでそこと一緒の方が
2:44:10	わかりやすいかなと思いますけれども、ましようか、今日中にはですね、確かにそうですね了解しました実行計画ございません。はい、お願いします。
2:44:27	規制庁のフジカワですっていうのは、本日の内容は以上。
2:44:32	終了かと思いますが、最後に何か。
2:44:38	規制庁がこれ何かありますでしょうか。
2:44:49	それでは関西電力さんから最後に何か補足等ありますでしょうか。
2:44:54	関西電力ハラですけれども、特にございません。

2:45:00	はい、ありがとうございます。では、本日のヒアリングはこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。
2:45:11	ありがとうございました。ございました。ありがとうございます。